

平成14年第2回
西多摩衛生組合議会定例会

平成14年11月28日

西多摩衛生組合議会

平成14年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成14年11月28日(木)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 出席議員

| | | |
|------------|------------|-----------|
| 1番 岡本とし子君 | 2番 谷 四男美君 | 3番 近藤 浩君 |
| 4番 菊地 国昭君 | 5番 高野 幸助君 | 6番 永井 寅一君 |
| 7番 大塚 勝江君 | 8番 小山 勝己君 | 9番 門間 淑子君 |
| 11番 森田 昌巳君 | 12番 沼崎 満子君 | |

欠席議員

10番 須釜 亮次君

正副管理者

| | | | |
|---------|--------|---------|---------|
| 管 理 者 | 並木 心君 | 副 管 理 者 | 竹内 俊夫君 |
| 副 管 理 者 | 野澤 久人君 | 副 管 理 者 | 石塚幸右衛門君 |

収 入 役 飯田 恭之君

西多摩衛生組合

| | | | |
|---------|--------|---------|--------|
| 事 務 局 長 | 森田 義男君 | 業 務 課 長 | 田端 元君 |
| 総 務 課 長 | 渡辺 良郎君 | 施 設 課 長 | 加藤 一夫君 |
| 管 理 課 長 | 島田 善道君 | | |

構成市町担当職員

| | | | |
|-----------|--------|-----------|--------|
| 青梅市環境部長 | 中里 全利君 | 福生市生活環境部長 | 高橋 保雄君 |
| 羽村市産業環境部長 | 下田 和敏君 | 瑞穂町生活環境課長 | 池谷 安夫君 |

平成14年第2回西多摩衛生組合議会定例会次第

平成14年11月28日
午後1時30分
組 合 会 議 室

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 認定第1号
平成13年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第9号
平成14年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第10号
平成14年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について
- 日程第7 議案第11号
西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第12号
西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

午後1時30分 開会

○議長（森田昌巳君） 本日は、平成14年第2回西多摩衛生組合議会定例会のご通知を申し上げましたところ、公私ともにご多忙の中、多数のご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員11名、欠席議員1名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成14年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。管理者並木心君。

○管理者（羽村市長 並木 心君） 皆さんこんにちは。お許しをいただきましてごあいさつを申し上げます。

本日は、平成14年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、多くの議員の皆様方にご出席を賜りまことにありがとうございます。また日ごろから当組合の運営につきまして深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねてお礼を申し上げさせていただきます。

さて、現在の組合の事務事業の状況でございますけれども、ごみ搬入量につきましては、当初に計画いたしました7万1,000トンから増量をいたしまして、本年度の搬入量を7万5,000トンと見込みました。13年度決算と比較いたしますと約1,000トン、1.8%の増となる見込みでございます。

また、昨年12月より受け入れております肉骨粉につきましては、平成13年度におきまして約740トンを処理いたしまして、約2,115万円の収入をいただいております。当初この肉骨粉の焼却にあたり大きな社会問題になり、皆様方に大変ご心配をいただきましたが、以後国の処理基準に基づきま適切に焼却処理ができておると考えております。

今年度におきましても、国のBSE対策特別措置法の緊急対策に基づきまして、引き続き肉骨粉を受け入れ、焼却処理を実施しておりますが、上半期実績で申し上げますと1,459.34トンとなっております。

次に、「フレッシュランド西多摩」におきましても、先月をもちまして1周年を迎えることができ、入場者数につきましても1日平均500人ほどの多くの方に利用をいただき、所期の目的を達成しているものと考えております。これはひとえに今日に至るまでの議員各位のご尽力の賜物と重ねて感謝申し上げます次第でございます。後ほど開催されます議員全員協議会で詳しくご報告申し上げますことになっております。

さて、本日ご提案申し上げます案件につきましては、平成13年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についてのほか4件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

極めて簡単でございますけれども、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（森田昌巳君） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配付いたしましたとおりでございます。よろしく願いいたします。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

4番 菊 地 国 昭議員

5番 高野幸助議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、総務課長より報告いたします。渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、西衛発第 581 号、平成 14 年 11 月 21 日付をもちまして管理者より議長あてに、平成 14 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨通知がございました。これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元に配付させていただいております審議日程の順序によりまして進めさせていただくことといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日 1 日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第 5、議案第 9 号、平成 14 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）と日程第 6、議案第 10 号、平成 14 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての 2 件及び日程第 7、議案第 11 号、西多摩衛生組合の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例と日程第 8、議案第 12 号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての 2 件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括してご審議を願うことといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本定例会における議事説明員といたしまして正副管理者、収入役、事務局長以下事務局職員が出席しておりますので、あわせて報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田昌巳君） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事日程につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期については、11 月 28 日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） 異議なしと認めます。よって、会期については本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

次に、通告に従いまして、日程第 3、一般質問を行います。発言を許します。6 番永井寅一議員。

○6 番（永井寅一君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

通告の件名は、肉骨粉焼却について等であります。

肉骨粉焼却前と焼却後の近隣へ焼却による副産物及び有害物質などの影響はどうなってるかということが一番問題でありますし、このことで近隣に迷惑をかけているということであれば、この質問は成り立たないわけではありますが、平成 14 年 7 月 15 日議員全員協議会の資料によりますと、そのようなことがないというふうなことが記載されております。

また、ただいまの管理者の発言の中にも、国の指導で適切に焼却処理されているということがあいつの中でございました。その立場を踏まえて、私の質問をする前提条件がそろっているのかなということ質問をさせていただきます。

この西多摩衛生組合の焼却に関しましては、近隣の方々のご理解のもと、新しい施設ができ、現在稼働していると思われまます。そのような中にございまして、瑞穂町と羽村市の協議会が西多摩衛生組合事務局職員との話し合いを重ねて、きょうの施設になっているかと思われまます。

そのような中で、この施設をつくるに当たりましては、その両協議会の要望ということで還元施設も13億円をかけて、構成員の市民の方々のご負担でできているということで、現在運営されているということは、それなりに地域の方に還元しているということで、私はよいというふうに思っているわけでございまして。

そのような中に、BSEの問題が発生いたしまして、肉骨粉焼却の問題が西多摩衛生組合に持ち込まれたと、私も当初はこのことは一時的に終わるのかなと思っておりまされたけれども、BSEができる前は肉骨粉があらゆる方面に使われておりまされたが、BSEが発生したということで、各方面で使われていたことが使えなくなってしまう、そのことがこの西多摩衛生組合にも焼却をし出したいというふうなことであり、私は今お話したように一時的かなと思ったんですけども、新聞等々いろいろ見てみますと、最低でも今後10年間は続くというふうなことが言われておりまされた。そういう中にありまして、この問題を一協議会の云々で片付けるには、私はちょっと納得いかない、そういうふうなこともございまして、今回の質問をするわけでございまして。

例えば今述べましたように、瑞穂町、羽村市の協議会の方々と一緒に、この建設をするときに力をあわせてきたということでございまして、肉骨粉焼却については羽村市の協議会だけになってしまったということに対して、私はなぜそのようなになったのかなというふうに思うわけでございまして。

そして平成14年7月15日の全員協議会のときに資料をいただき、そしてその承諾内容も見させていただきまされた。そして瑞穂町のこの話もございまして。やはり私はこの施設をつくるときに一緒に行動してきたのでありまされたので、やはり今回の肉骨粉焼却についてもやはり私は一緒に行動すべきであって、一緒に出てくるものだと思っておりまされたが、事務局の説明ではそうではなかったわけだ。

そうしますと、そこに何かの要因があったというふうに私は思いますし、そのことが構成員の29万3,141人の方々には大きな不利益を与えているような気がしてなりません。このことを私はやはり話を詰め、そして構成員の市民の方々には不利益にならないということをするべきではないかなというふうに思うわけでありまされた。

そのことを論じるときに、一つ財政的なことをお話をさせていただきます。この西多摩衛生組合の焼却施設をつくるに当たりまして、平成13年度の決算書を見させていただきますと、元金返済が16億2,600万円余が返済されていると思います。そういう中で利息返済が5億4,100万円余が返済されているということで、これは大きな構成市町民の方々の大きな荷になっているように私は思うのでありまされた。

そういう中にございまして、平成14年度の国家予算の中にでも、今不景気でございまして、歳入不足が約1兆2,000億円ぐらいになるだろうと、地方自治体におきましてもやはり1兆円を超えることだろうということで、今後の租税収入の中で税収不足が来されるということが考えられます。

そのような中にありまして、3年ごとに固定資産税の評価替えでございまして、これは来年度から大きな変化があるような気がいたします。そして固定資産税というのは地方税の大きな安定した租税収入であります。そういう中で土地として約900億円の減額になろうと思います。建物で2,950億円でございまして。これは市街化調整地区でございまいしょうけれども、都市計画税で500億円余の金額が減額されると、このことを総務庁の金沢事務次官は記者会見の中で、市町の財政的に宿命的な打撃

を与えるだろうということで記者会見をされております。

そういう中を考えたときに、やはり公的な施設であるけれども収入が得られるものであれば私は収入を得るということが大切かなと、こういうふうに思うわけです。そのときにこの施設をつくるときに一定の基準、ここでは 160 トンの 3 炉をつくったと、そしてこのことは構成市町民の方々の今後予想されるごみを対象にしてつくられたと思うのでありますが、バブル崩壊後ごみの減量が著しく減っているということは、バブルが崩壊して輸入が減るということは、輸入の 6 割は大体ごみと言われていたぐらいのものでございます。

そういう中で、また管理者の方々が各自分の自治体でごみを減らすということで、そういう努力をした結果ごみも減り、その中で稼働率が悪くなったことは今までも何回か説明もいただいております。

そして私は先ほど述べましたように、焼却後、副産物及び有害物質などの影響がない、それからこの施設が 100%稼働しているのであれば、私はこの問題を提起することはないであります。100%にいかないということであれば、この施設をつくるときには 100%稼働するということが前提であったと私は思うのであります。

そういうことにおきまして、この施設を利用し、一定の金額をかせぐと云ったら言葉は悪いですが、やはり利益を出すということは大変よろしいのかなというふうに思うわけです。そして先ほど管理者の中、また決算書の 13 ページにもございますように、13 年度は 2,115 万円余の収入があった、14 年度は先ほど管理者のを計算してみますと、約 4,000 万円ぐらいになるのかなというふうに思うわけです。

そんな中で平成 14 年 7 月 15 日に、私が 14 年度はどれぐらいの金額が入る予定ですかという、約 1 億円ということでございます。そういう中で例えば稼働率のことは聞いておらないから詳しい数字は言えませんので、平成 14 年 7 月 15 日に聞いた、10 トン処理をして 1 億円入るということであれば、私は例えば 1 日 50 トン処理したとすると約 5 億円ではないかと、そのときに先ほども述べましたように公債費の利息返済金、5 億円に相当する、大変な大きな金額であります。

そのような意味におきまして、私はこの一部の協議会のご理解が得られないということでこのことが前に進まないということは、大きな西多摩衛生組合を通して構成員の町市民の方々に私は不利益を与えているように思えてなりません。

その意味におきまして、やはり私はこのことを管理者はよく考えて、そしてそのことをよく知らせ、そしてご理解をいただいて稼働率が私は 100%になるように努力すべきだというふうに思うわけでございます。

やはりこのことを、昔のことわざに「小異を捨てて大同につく」ということでございますが、私は小異を尊重し、大同についていただいて、やはりこのことをご理解していただくことが一番私は大切かなというふうに思うわけでありませぬ。

そのような中で、管理者としてどのように考えているかをお答え願いたいと思います。

○議長（森田昌巳君） 管理者並木心君。

○管理者（羽村市長 並木 心君） それでは、6 番議員のご質問にお答えを申し上げます。

肉骨粉焼却全般についてのご質問でございますが、初めに肉骨粉焼却に至るまでの経過についてご説明をさせていただきます。

昨年の 9 月に国内で「牛海綿状脳症」いわゆる B S E に感染した牛が始めて発見されたことに伴い、牛肉に対する関心が高まり、急激に社会問題に発展をしていったわけでございます。

この B S E の感染源については、英国等の発生国の例から、牛から製造されます肉骨粉を牛の飼料

として与えていたことにあるのではないかということで、国では肉骨粉の流通を全面停止し、一般廃棄物としてすべて焼却処分することに決定したところであります。

このような中で、西多摩衛生組合の構成市であります瑞穂町に牛肉等のレンダリング業者が操業しており、肉骨粉の流通が全面禁止されたために、多量の肉骨粉の在庫を抱え、環境悪化を招く恐れのあることが判明いたしました。このため東京都及び瑞穂町から当組合に対し肉骨粉の焼却依頼が提出されたところであります。

当組合としては、一般廃棄物とはいえ既に大きな社会問題となっているBSEの発生源ではないかと考えられていた肉骨粉を焼却することについては、国内に前例がなく、不安であったことなどから、国・東京都に対して、広域的に処理する体制の確立、あるいは住民説明を含めた安全性の確立等の焼却できる環境が整わなければ当組合での焼却はできない旨を申し入れました。

その後、国において肉骨粉焼却に伴う安全性の見解や、牛肉の流通におけるBSE検査体制の確立などが示されたことから、肉骨粉焼却を受け入れるという考えに立ち、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会及び瑞穂町環境問題連絡会との間で締結しております「公害防止協定」に基づきましてご理解、ご協力をお願いいたしましたところでございます。

しかしながら、当時はBSEに対するいろいろな風評があり、肉骨粉焼却に対する不安と、安全性やレンダリング業者が瑞穂町にあるとはいえ、処理している牛肉等は都内を含め関東一円から発生していることなどの理由により、対策協議会の皆さんになかなか理解が得られませんでした。このため東京都の職員に説明会への出席を依頼するなど肉骨粉焼却に対する安全性などの不安解消に努めたところであります。

この結果、対策協議会から肉骨粉焼却についての意見書が提出されました。1点目としては、肉骨粉の焼却量は1日10トンを限度とすること。2点目は、焼却期間はおおむね1年を目途とし、早急に広域処理体制の確立を図ること。3点目は、環境測定結果の情報公開でありました。

当組合としては、付近住民の皆様の意見を尊重しまして、昨年12月より肉骨粉焼却を開始したわけでありまして、以上が焼却までの経過であります。

肉骨粉焼却前と焼却後の近隣への焼却に伴う副産物及び有害物などの影響についてのご質問でございますが、焼却に当たりましては、国の焼却基準として他のごみと十分攪拌し、均一化を図りながら800度以上で完全に灰になるまで焼却することとなっております。当組合の焼却炉については、常時800度以上で燃焼管理を行っておりますので、国の定める基準に従い安全に焼却はなされているものと考えております。

焼却に伴う副産物については、焼却灰が発生しますが、この焼却灰については二ツ塚処分場に埋めて処分を行っております。埋立にあたりましては、処分基準値として重金属の溶出基準がございますが、肉骨粉の焼却前と焼却後の数値を比較いたしまして、すべての項目について基準値を遵守している結果となっております。

また、有害物質については、煙突から排出されます排ガス中の窒素酸化物、塩化水素、硫黄酸化物、煤じん量、ダイオキシン類、水銀の6項目について測定義務がありますが、これらの測定結果についても肉骨粉の焼却前と焼却後の数値を比較いたしまして法規則値等を遵守している結果となっております。

しかしながら、一方では一酸化炭素について、現在のところ基準値の適用はありませんが、肉骨粉を焼却する前と後では排出濃度が増加しております。この点については、プラントメーカー等に調査させたところ、肉骨粉の焼却量が影響しているのではないかという結論でありました。

このような中で、本年12月1日よりダイオキシン類対策特別措置法で定める排出基準が強化されることから、当組合の施設においても燃焼管理における維持管理上の一酸化炭素の基準が適用されることとなります。したがって、この基準値を遵守し、施設の運転管理を適切に維持する必要が生じてまいります。

いずれいたしましても、厳しい財政環境の中でご質問の趣旨はよく理解しているところでありますが、解決しなければならない課題もあることも事実でありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

今後につきましては、国のBSE対策特別措置法における緊急対策の趣旨にのっとり、また当組合を取り巻く環境等を総合的に勘案しながら肉骨粉の焼却を継続していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（森田昌巳君） 6番永井議員、再質問はありますか。

○6番（永井寅一君） ただいま答弁いただきました。このことが、いわゆる多少の数字をもってお話をしておりますので、数字のことが明らかになり、そしてそのことが私は監査請求を受け、その後行政訴訟に発展するのではないかなという気がするんですが、その点だけ確認して私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森田昌巳君） 事務局長。

○事務局長（森田義男君） ただいまの再質問でございますけれども、数字の面ということでございまして、恐らく肉骨粉の量をふやす、ふやさないの部分だと思っておりますけれども、現実に実態を申し上げますと、確かに炉の余裕はございます。ところが国のBSE緊急対策の焼却処分の基準といえますか、焼却基準というのがございまして、これにつきましては国内に始めてのこととございまして、実機テスト等を行った中で、国ではおおよそほかのごみの量の混合比としまして大体1割程度までなら大丈夫だろうというような見解が出てございます。

そうしますと、私の方で申し上げますと、現在日量200トンから220トン入っておりますので、これの10%といえますと約20トン、現在燃やしています炉が10トンでございます。この辺の量の問題というのは確かにあろうかと思えます。

ところが先ほど管理者の答弁にもございましたように、COの関係で現在清掃法に基づきます処理基準というのは適応がないんですけれども、これが12月1日からダイオキシンの関係の法と一緒にCOの適用が出てまいります。これにつきましては100ppm以内に抑えなさいというような基準でございまして。

当然私の方の焼却炉につきましては、法基準というのはこれは遵守しなくてはいけない、まずそこが一番最初にクリアしなければいけない問題でございます。その辺のところは非常に、今の10トンの中でも心配な部分もございまして。

今、メーカー等呼びましていろいろ改造を行っておるわけですが、したがって、量の問題からいきますと20トンは焼却可能なんですけれども、その公害のもとになりますCOの値が、それをクリアできるかどうか、そこがネックになってございまして、その辺の物理的な炉の限界というものもございまして、それらに基づきまして私の方でも説明はしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（永井寅一君） ちょっと質問が噛み合っていないよ、最後の。そんなことは聞いちゃいないんだよ。

○議長（森田昌巳君） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男君） 行政訴訟の問題でございますけれども、当然に情報公開等を私の方で持っておりますので、その中で先ほど言いましたような法規制を侵してまで焼却できない部分がございますので、その辺のところは行政訴訟の対象といたしますか、起こりましても問題がないのかなという気はしておりますけれども。

○6 番（永井寅一君） それならいいです。

○4 番（菊地国昭君） 議長、ちょっといいですか。

○議長（森田昌巳君） 暫時休憩いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時17分 再会

○議長（森田昌巳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上で一般質問を終わります。

次に、日程第4、認定第1号、平成13年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。管理者並木心君。

○管理者（羽村市長 並木 心君） ただいま議題となりました認定第1号、平成13年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件につきましてご説明申し上げます。

平成13年度のごみ焼却量につきましては、実績で申し上げまして7万3,639トンでございまして、前年度比較4.8%の増となっております。

決算の内容でございますが、歳入におきましては収入済額で44億9,300万848円でございまして、このうち約83%が構成市町の分賦金収入となっております。

なお、13年度には国内でBSE感染牛が発見されたことに伴い、国の緊急対策として牛肉等から製造されます肉骨粉の焼却が行われましたが、当組合におきましても構成市町に所在するレンダリング業者から739.87トンの肉骨粉を受入をし、処理経費として2,115万7,708円の歳入がございました。

歳出の支出済額といたしましては、43億6,654万4,575円でございまして、予算に対する執行率は98.3%となっております。

歳入から歳出を差し引いた後の残額1億2,645万6,273円は翌年度への繰越となっております。

以上が決算の概要でございますが、平成13年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては、事務局より説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 次に、事務局より内容説明を願います。渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） それでは、ただいま管理者からご提案申し上げました平成13年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の内容につきまして説明申し上げます。

恐れ入ります。決算書の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思っております。

平成13年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の総括表となっております。

次の4ページから7ページにわたりますのは、歳入歳出決算の内容を記載してございます。

次に、9ページ以降でございますが、附属資料となっております。決算の事項説明書となっております。

それから、恐れ入りますが、10、11 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。第1款分賦金におきましては、収入済額 37 億 1,255 万 9,000 円で、これは3市1町からの分賦金収入で、歳入総額の 82.63%を占める収入割合となっております。

また、構成市町別の金額につきましては、備考欄のとおりでございます。割合で見ますと青梅市 46.74%、福生市 21.46%、羽村市 19.27%、瑞穂町 12.53%の割合で納入をいただいているところでございます。

次に、第2款使用料及び手数料におきましては、おかげさまで余熱利用施設が完成いたしまして、名称も「フレッシュランド西多摩」とし、昨年10月から営業させていただいております。収入済額は 4,062 万 3,686 円で、歳入総額の 0.9%の収入割合となっております。

内訳といたしましては、余熱利用施設における浴場施設使用料として 3,752 万 3,540 円、体育館でございます多目的施設の 93 万 7,800 円、食堂や自動販売機等による行政財産使用料の 216 万 2,346 円となっております。当初予算に比べますと 2,587 万円ほど多く収入がございましたが、これは1日当たりの浴場施設利用者数が当初に比べ 393 人多い 558 人の利用があったことが主な理由でございます。

次に、第3款の繰越金におきましては、収入済額 8,726 万 6,140 円で、これは平成12年度からの繰越金で、歳入総額の 1.94%の収入割合となっております。

次に、第4款の諸収入におきましては、収入済額 2,545 万 2,022 円で、歳入総額の 0.57%の収入割合となっております。内訳といたしましては、第1項の預金利子におきまして収入済額 19 万 2,832 円、歳計現金の運用による預金利子収入でございます。

恐れ入ります。12、13 ページをお開きいただきたいと思います。

第2項の雑入におきましては、収入済額 2,525 万 9,190 円で、内訳といたしましては、BSE問題の発生により平成13年12月より当組合で肉骨粉の焼却処理を開始いたしまして、約740トンの処理をいたしたことにより、肉骨粉等の適正処分に関する費用 2,115 万 7,708 円、飲料水自販機等電気料の 208 万 9,284 円ほか9件の合計でございます。

次に、第5款組合債におきましては、収入済額 6 億 2,710 万円で、歳入総額の 13.96%の収入割合となっております。これは余熱利用施設建設事業における借り入れでございます。財務省から 5 億 2,710 万円、東京都から 1 億円の借り入れとなっております。

以上、歳入における予算現額 44 億 4,300 円に対しまして調定額、収入済額とも 44 億 9,300 万 84 8 円となっております。不能欠損額、収入未済額ともございません。

また、平成12年度決算との比較におきまして約 8 億 6,200 万円の増でございます。率にいたしまして 23.7%の増となっております。これは余熱利用施設事業が2カ年の継続事業で行われ、13年度が 62.6%の事業割合であることと、ごみ処理施設建設事業債の平成9年度借入分の元金の償還が始まったことが要因となっております。

以上が歳入の内訳でございます。

恐れ入ります。14 ページ、15 ページをお開き願いたいと思います。

まず、第1款議会費でございますが、支出済額 173 万 2,112 円、予算現額に対しまして執行率 80.9%、不用額が 40 万 8,888 円となっております。主な支出といたしましては、1 節報酬の 102 万 7,494 円、9 節旅費の 36 万 4,878 円、委託料における議事録作成委託料の 26 万 3,880 円となっております。

次に、第2款の事務所費でございますが、支出済額 1 億 9,023 万 3,856 円、予算現額に対しまし

て執行率95.7%、不用額が850万144円となっております。このうち1目一般管理費支出済額1億7,665万4,622円の主な支出といたしましては、職員11名分の人件費といたしまして1億1,268万5,916円を支出いたしております。

恐れ入ります。16、17ページをお開きいただきたいと思います。

第9節旅費におきまして80万444円、第11節需用費の635万1,131円につきましては、消耗品費で245万8,097円、印刷製本費で341万175円が主な支出となっております。

第19節負担金補助及び交付金の4,883万6,846円につきましては、次の18、19ページに記載しております。お開きいただきたいと思います。地元負担金4,800万円が主な支出でございまして、羽村市に3,200万円、瑞穂町に1,600万円の支出をいたしております。

第2目庁舎管理費は、庁舎の管理運営に要する経費でございまして、1,357万9,234円の支出となっております。

次に、第3款じん荼処理費でございしますが、支出済額10億2,771万7,352円、予算現額に対しまして執行率96.5%、不用額が3,780万5,648円となっております。このうち職員22名分の人件費といたしまして2億557万9,418円を支出いたしております。

恐れ入ります。20、21ページをお開きいただきたいと思います。

第11節需用費において2億9,778万6,063円の支出となっております。これは公害防止用に用いますキレート、活性炭、消石灰等の薬品類を購入した消耗品に1億5,397万3,829円、施設稼働に要する光熱水費として支出いたしました1億3,371万932円が主な支出となっております。

なお、1,581万7,937円の不用額がございしますが、ごみ搬入量が予定より3,000トンほどふえ、発電量がふえたことによりまして、電力会社からの購入する電気料が800万円ほど減少いたしております。

13節委託料でございしますが、1億8,507万738円の支出となっております。これはごみ焼却業務委託の8,621万5,500円、残灰運搬委託の1,362万1,524円、環境調査委託の1,995万円、電気設備点検委託の1,260万円、中央監視設備保守点検委託の1,382万8,500円が主な支出となっております。

恐れ入ります。22ページ、23ページをお開きいただきたいと思います。

第15節工事請負費において3億2,413万5,000円の支出となっております。これは毎年行っている施設維持整備工事に3億1,920万円、緊急修繕工事の493万5,000円でございます。不用額の1,606万5,000円につきましては、緊急修繕工事が1件で済んだことによるものでございます。

次に、第4款じん荼焼却施設事業費でございしますが、これは余熱利用施設の建設に伴う事業費でございます。支出済額8億9,438万2,387円、予算現額に対しまして執行率が99.8%、不用額が190万8,613円となっております。

恐れ入ります。24ページ、25ページをお開き願いたいと思います。

第2目施設建設費、これは余熱利用施設の建設費でございしますが、8億8,960万9,953円の支出が主なものとなっております。

恐れ入ります。26、27ページをお開き願いたいと思います。

次に、第5款余熱利用施設事業費でございしますが、これは余熱利用施設の運営に要する経費でございまして、支出済額8,562万997円、予算現額に対しまして執行率83.1%、不用額が1,747万4,003円となっております。このうち職員4名分の人件費といたしまして4,167万1,614円を支出いたしております。

恐れ入ります。28、29 ページをお開きいただきたいと思います。

第11節需用費では、光熱水費の1,544万7,293円が主な支出となっております。

13節委託料では、受付及び清掃業務委託料の1,885万2,750円が主な支出となっております。

次に、第6款公債費でございますが、支出済額21億6,685万7,871円、予算現額に対しまして執行率99.9%、不用額が186万9,129円となっております。

なお、不用額の186万9,129円につきましては、一時借入金をしなかったことによるものでございます。

恐れ入ります。31、32 ページをお開き願いたいと思います。

歳出の合計といたしまして、予算現額44億4,300万円に対しまして支出済額43億6,654万4,575円、不用額7,645万5,425円、執行率98.28%となっております。

恐れ入ります。33 ページをお開きいただきたいと思います。

33 ページは実質収支に関する調書、次の34、35 ページにつきましては財産に関する調書でございますが、余熱利用施設の建設に伴いまして財産区分を分けたものでございます。

以上で平成13年度歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

なお、平成13年度の決算につきましては、去る9月24日に当組合の監査委員であります谷監査委員、沖倉監査委員に決算の審査を実施していただいております。お手元にご配付しております資料にございますように、審査意見書を提出していただいておりますので、後ほど谷監査委員からご報告を申し上げますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

次に、継続費の精算について報告申し上げます。

恐れ入ります。配付資料の平成13年度西多摩衛生組合継続費の報告についてをご用意いただきたいと思いますが、審査意見書の裏のページでございます。

平成12年度から平成13年度にかけて継続費で実施いたしました余熱利用施設建設工事監理業務及び余熱利用施設建設工事につきましては、平成13年度をもちまして事業が完了いたしましたので、地方

自治法令145条第2項の規定に基づきまして、別紙のとおり報告書を提出いたしますのでございます。

恐れ入ります。表の方をお開きいただきたいと思います。

平成13年度西多摩衛生組合継続費精算報告書でございます。報告書は全体計画と実績についての報告でございますが、全体計画と実績は同額精算でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（森田昌巳君） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後2時40分 休憩

午後2時41分 再会

○議長（森田昌巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、監査委員から監査報告を求めます。監査委員谷四男美君

○監査委員（谷 四男美君） それでは、議長の方からご指名をいただきましたので、平成13年度西多摩衛生組合歳入歳出決算報告をいたします。

平成13年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る9月24日午後1時30分から、組合会議室におきまして沖倉監査委員とともに管理者、収入役、事務局等関係職員の出席を

求め決算審査を実施いたしました。

審査の結果、別紙審査意見書といたしまして送付いたしておりますので、あらかじめご報告申し上げます。

決算の審査に当たりましては、管理者から提出されました決算書類等を地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また計数等に誤りはないか等を確認するとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているか等につきまして、それぞれ関係諸帳簿、証書類との照合を主眼として実施いたしました。

その結果、審査に付されました決算は、地方自治法その他の関係法令に準拠して作成されており、決算の計数についても関係諸帳簿と照合の結果誤りはなく、証書類の保管も適正であるということを確認いたしました。

なお、平成12年度より2カ年の継続事業でありました余熱利用施設も完成し、昨年10月の開設以来、予想を大幅に上回る利用状況から、住民の福祉の増進という当初の目的は果たしていると推測されます。

しかしながら、建設事業に要した経費は、ごみ処理施設建設工事も含めその大半が地方債であることから、財政負担は組合のみならず構成市町にとっても大きな負担となってくるものであります。この問題は常に監査委員の方からも十分指摘をしておりますけれども、長引く景気の低迷等による厳しい財政状況を踏まえ、より効率的な財政運営に努めるとともに、組合事務事業が常に適正かつ公明、公正に執行されることを希望し、監査審査意見書といたしました。

以上、平成13年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（森田昌巳君） 以上で監査委員の報告は終わりました。

2時50分まで休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時50分 再会

○議長（森田昌巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。12番沼崎満子議員。

○12番（沼崎満子君） それでは、平成13年度西多摩衛生組合歳入歳出決算について3点ほどお尋ねいたします。

1点目でございますが、事務報告書の71ページに、13年度に使用した薬品の経費は約1億1,200万円となっておりますが、それらの各薬品の契約はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

それから2点目でございますけれども、決算書の21ページの中で各種の点検委託の支出をしていますが、これらの点検委託をするときにどのような経費削減対策を行っていらっしゃるのかお尋ねいたします。

最後に3点目でございますけれども、決算書の23ページでございますけれども、工事請負費で3億1,920万円の施設維持整備工事を行っていますが、この工事の具体的な積算方法と、積算上の参考として見積りを取られていると思いますけれども、この見積り金額と実際との差はどのようなになっているのか教えていただきたいと思っております。

以上3点でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） それでは、1点目の各種薬品の契約方法でございますが、事務報告書の71

ページにも記載されておりますが、当組合で焼却業務に伴う主な薬品は13種類ほど使用しております。この薬品の13年度の契約方法に当たりましては、13の薬品会社を指名いたしまして、一つの薬品ごとの最低価格で契約するため、業者によっては得意な薬品と不得手な薬品とするものがございますが、このような方法をとりますと、得意とする薬品のみを安価で購入できることとなります。

また、公害用の薬品の中には特殊な薬品もございまして、例えば事務報告書の71ページの薬品の上から5段目でございますが、重金属固定剤というのがございまして、これにつきましてはJIS規格等の規格は特にございませませんが、各薬品業者が各施設に合った薬品をブレンドをして納入いただいているわけなんですけれども、この重金属固定剤の含有成分等に違いがございますが、他の清掃施設の重金属固定剤の価格を調査いたしまして、その価格を参考に、見積り価格に対しましてさらに価格の交渉をいたしております。

この結果といたしまして、重金属固定剤は12年度の契約単価がキロ当たり350円でしたが、13年度におきましてはキロ当たり238円で契約することができまして、経費の節減に努めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道君） それでは、続きまして2点目、3点目について私の方からご説明をさせていただきますと思います。

まず、決算書の23ページの各種点検委託の経費削減というご質問でございますけれども、実は平成10年に当組合の環境センターが竣工しております。初年度につきましてはメーカーの保証期間ということで維持管理経費についてはすべて無償というような形になってございまして、組合の負担はございませんでした。翌年度の11年度から必須的な組合負担による維持管理が始まっております。

正直申し上げまして初めての維持管理でございまして、なかなか詳細まで維持管理の内容を把握することはできませんでしたが、いずれにしましても、11年度から組合の維持管理が始まりまして、その決算額、そういう状況を参考に、翌年度の12年度からいろいろな見直しをいたしまして現在に至っております。

平成13年度の決算で御説明いたしますと、業務委託の中で15件ほどございますけれども、そのうちの8件の点検委託につきまして、点検の回数を見直し、経費の削減を実施しているところでございます。

例えば23ページの一番上にございます中央監視設備保守点検委託というふうに書いてございますが、これは通常年に12回の点検をなさいたいというようなメーカーからの仕様がございまして、それらにつきまして、それを半分の年に6回の点検に減らしたということで、年間800万円ほどの削減となっております。

次に、その下に排ガス分析保守点検委託というふうなことがございまして、これも年に24回ぐらいの点検が必要だというような仕様でありましたけれども、年に12回の点検ということでございまして、年間970万円ほどの削減となっております。

それから、その2段目下あたりにボイラー水の分析委託というのがございまして、この委託につきましては大変難しいところがございますが、年に48回の点検をなさいたいという仕様がございましたけれども、それを年に24回に減らしてございまして、年間約270万円ほどの経費削減となっております。

その他建築設備の監視保守点検委託とか、空調機、ガス調温室等5件の点検委託の見直しをしてお

りまして、全体で 1,245 万円ほどの経費削減となっております。

以上のように、当初の仕様による維持管理経費としましては、約 2 億 1,800 万円ぐらいかかる予定でございました。13 年度まではそれを、13 年度の決算でいきますと約 1 億 8,500 万円ほどの委託経費で済んでおりますので、仕様に基づく維持管理経費と比較しまして約 3,300 万円ほどの経費削減になっているという状況がございます。

なお、この点検回数の見直しにつきましては、法令点検等のことは実際に行わないとまずいので、それ以外のいわゆる自主点検の範囲の中で点検回数を見直しをしておりますので、維持管理上は特に問題は発生していないという状況でございます。

次に、工事請負費の具体的な積算方法というお尋ねでございますけれども、施設維持整備工事の積算につきましては、大きく分けて施設整備にかかる部品や装置等のいわゆる材料費、これとそれらの交換に要する人工、工費ですね。これを二つに大きく分けることができます。

部品等の価格につきましては、規格などがわかるものについては、部品メーカー数社から見積りをお願いしまして市場価格の調査をいたします。それから特殊な部品につきましては、清掃工場はたくさんございますので、類似の清掃工場に電話等で連絡を取りまして価格の調査をしていると、それでもわからない場合は当然プラントメーカーの見積りを頼るしかないんですが、その見積書から 9 掛けということで積算をしております。

次に、人工の関係でございますけれども、人工につきましては、まず職種でございますが、組合としては工事の難易度から判断いたしまして、いわゆる簡単な清掃等の、比較的簡単作業については作業員というようなことございまして、それからあと難易度の高い分解点検等に従事する職員については技術員と、こういう二つほどに分かれております。

これらの労務単価でございますが、メーカーからの人工の単価については作業員が約 3 万 8,000 円、それから技術員が 10 万円と、こういったかなり高額な労務単価で提出されてきております。したがって、それでは到底、高額なものでありますので、当組合としては東京都の東京 23 区清掃一部事務組合の方で簡易積算基準をつくっています。それらの設備の積算基準表を毎年ちょうだいしております。それらの基準に従って積算をしております。作業員は 1 万 8,500 円、それから技術員は 4 万 3,700 円ということでございますが、ご承知のように清掃工場は特殊な作業環境でございますので、それらをもとに不快作業手当ということで 20%、それから能率低下作業ということで 25% を掛けまして、作業員の労務単価としましては 2 万 6,825 円、それから技術員の労務単価としましては 6 万 3,365 円といった金額で積算をしております。したがって、メーカーの単価とかなりの額の開きがここで生じてくるということでございます。

また、諸経費につきましては、算出根拠といたしましては、これも東京都の積算基準を適用しております。ご承知のように各炉ごとの契約になっておりますけれども、各炉ごとで諸経費を算出すると諸経費率が高くなってしまいます。したがって、組合としては全体工事費の合計額をもって諸経費を算出しております。これらによりまして平成 13 年度では諸経費で約 1,100 万円ほどの削減という結果になっております。

これらの条件により工事請負費を算出し、積算をしておりますけれども、具体的なお尋ねの平成 13 年度の施設整備工事の金額としては、メーカー見積額は 4 億 5,100 万円でございます。4 億 5,100 万円に対しまして実際の契約金額は 3 億 1,920 万円となっております。見積りと契約額との差は 1 億 3,180 万円の減と、こういった実態でございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） ほかに。5番高野議員。

○5番（高野幸助君） 契約実績についてちょっとお伺いしたんですが、この事務報告書の57ページから59ページに細かく内容が出ております。特殊な事業をやっているということで随意契約が多いと、これは理解するところでありますが、随意契約が30件、それから競争入札が5件、数字から見ると余りにも開きがある。果たしてこの随意契約でなければこれはできないのかどうかというのは常々私も疑問を持っているわけなんです、特に工事請負契約の57ページの前段にあります、これは石川島播磨重工業ですが、ほぼ全件契約されているわけですね、随意契約で。しかもこれは個別にやっているから6,300万円とか8,500万円とか切れているんですけども、これを合計しますと3億2,400万一千何百円とかなるわけで、この金額を一体随契でいいのかないうふうに疑問を持っているわけなんです。果たして石川島播磨重工さん以外にこれはできなものなのかどうか、その辺の検討はなされているのかどうか、これを一つ質問します。

それから、おしなべてずっと各ページにやっていただければそうです。この中で果たして随契でなければならぬのか、同じ疑問が出てくるわけなんです、この辺の考え方、そしてこの一連の単価は果たして適正かどうかということも疑問に上がってくるわけなんです。

先ほど12番議員さんがるる質問の中で答えているところもありますので、重複しない程度で結構ですけれども、その辺をまずお答え願いたいと思います。

○議長（森田昌巳君） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道君） それでは、私から工事請負関係でなぜ随意契約が多いのかというご質問でございます。お答えを申し上げます。

施設整備工事関係につきましては、ご承知のようにごみプラントの設備の定期補修工事でございます。特殊な機械、あるいは特殊な部品という極めて特殊な設備がたくさんついております。したがって、この設備を開発した、施行、設置した業者以外では対応が不可能であるというようなことが実態でございます。

それから、当組合のプラント設備につきましても発注仕様書により、組合使用の上で性能という、全体の施設の性能の確保というような保証をさせております。こういった形で、例えばほかの業者が重要な、例えばバグフィルターならバグフィルターの工事をほかの業者が施行したとします。そうしますとそのバグフィルターというのはいろいろ公害のダイオキシンとかそういったような、最終的にはガスの燃焼管理の細かいコンピューターのところまでずっと連動して全自動でなっております。そうしますとうちの組合で、例えばほかの業者がやってそこで煙突から出るダイオキシン濃度がすごく高くなったというようなことになった場合に、果たして施行業者のやり方が悪いのか、それともほかの関連する設備の調整がうまくいかなかったのかとか、そういったシビアな問題が出てきて、現在では性能を保証するというので、そういう重要な機器の部分については随契にならざるを得ないということでございます。

それともう一つ具体的な問題としまして、例えばそういう整備のところの修理をしたい、ある部品を欲しいのだというふうなことが生じますと、実はIHIしかつくってないというような実態もございまして、そこでとりあえず売っていただければいいんでしょうけれども、なかなかどうもそこで部品を供給することができないというような実態もあります。

しかしながら、御指摘のとおりオーバーホール、いろいろ随契がございまして、性能に付随しない部分だってあるでしょうということで、例えばプラントホームの関係、あのプラントホームの工事関係が、例えばほかの業者がやったとしても別に、焼却とは別なんですから影響はないと、性能面では

影響ないでしょうというようなことがございますので、現在組合としてはメーカーとどこどこが性能に基づくもので、どこが支障がないのかというような調整をしております。

したがって、ご指摘のとおり今後そのようなものを精査して、できるだけ競争原理を入れていくというような基本的な考えを持っておりますけれども、若干その辺の調整をこれからさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 5番高野議員。

○5番（高野幸助君） 最初に申し上げたとおりそのことは理解しております。それはそれでわかるんですが、そこでそういう特殊なものになりますと、どうしても工事する側の単価と申しますか、積算と申しますか、そういうものに引きずられがちに私ども見えたんですね。その辺の流れと申しますか、ただ会社と皆様方がそれではこれは幾らというふうにどんどんなっていくんじゃないかというふうに考えるんですが、皆様方が技術的にちゃんと把握して、そしてこの金額が、例えば施設維持整備工事で6,300万円と、こういう金額を出す、そういうものに対して会社がそうですよというのか、その辺の流れはどうなんでしょうか。

○議長（森田昌巳君） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道君） 具体的な積算の流れでございますけれども、当然我々もこの施設を維持管理を始めて5年でございます。正直いって隅の隅まで工事の内容を把握しているという実態ではございませんので、ある程度業者から参考見積りをいただきます。業者の方は業者の方で長期的な整備計画をつくっております。例えば5年になったらこういう設備を取り替えよう、10年になったらこういう設備を取り替えよう、毎年はこういうふうなふうな感じでやっていこうという長期計画をつくっておりますが、我々も独自でその計画をつくっております。

毎年、例えば今工事をしておりますけれども、この時期に実は実際に点検に入ります。そのときに当初やらなければいけないのは定められておりますので、そういった項目はやりますが、各設備の中でこれはもう少しもつかなとか、これはもうそろそろだめだなというような判断をしなければいけないんですが、そういったときはうちの組合の職員が一緒に立ち会いましてそういった判断をしまして、実際に直す直さないの判断は我々がいたします。来年この装置を直さなければいけないというのは我々が実際目で見て確認をして、いろいろ調べましてやっていきます。

そういった形で来年おおよそこういった項目を、ある程度の項目、修理する項目を組合として計画に基づいて決めます。それについておおよそ幾らですかという参考見積りを取ります。その見積りがきた時点で、先ほど一番先に説明をいたしましたけれども、積算基準ののっとなって積算をしていきます。

労務単価がかなり違いますから、当然その労務単価は低い形でいきます。それからあと問題になるのは人工の関係がございまして、人工の関係も実は今オーバーホール時期、今時期でありまして、いろいろな工事をやっています。それぞれに担当をつけてありまして、実は実際何人きているかという報告も出ますし、それを確認させております。そうすると累計の年間の実態の、おおよその人工の人数を把握しております。業者の見積りが出る人工はちょっとそれより多い人工になっておりますので、その辺で人工につきましては実態に合わせた積算をするといったような形で行っております。

そういった形で、実はすべてが自分たちで計算できないわけなんですけど、例えば清掃なんかはある程度清掃する箇所の部分の面積とか、そういうのを実際に自分たちで調べまして、そこへ単価を掛けて算出していくというような工夫もしてありまして、できるだけメーカーから出された見積りどおり

ではなくて、独自に項目を積算できるように今現在やっているわけですが、正直言って今、それが60%ぐらいできているかなと、あと40%は業者の見積りに頼らざるを得ないかなと、こういうふうな状況でございます。

以上であります。

○議長（森田昌巳君） 5番高野議員。

○5番（高野幸助君） 次にもう1点お伺いします。決算書の11ページに記載がございます余熱利用施設のことです。私も何度か利用させていただきました。非常に感じがよくて、周辺の同じような施設と違って何となく温かみがあって、いわゆる役所がやっている施設ではないような感じで非常に利用しやすい、これが恐らく予算の中の予定より393人多いという、平均でしょうけれども、これは本当に素晴らしい経営をしていなというふうに感じまして、この点は管理者も胸を張っていいんじゃないかなと感じます。

そこで、何回か時間帯を変えて来てみたんですが、ここにも、事務報告書の中にも時間帯の推移が書いてあります。非常に空いているときと混んでいるときがあります。一部看板には何時ごろが混みますよという表示もしてあるようですが、もう少し時間帯の混みぐあいを表示していただくと非常にいいのかなとも感じました。

そこで、もう一つ関心したのは、意外と子供さんが多いんですね。銭湯というか、銭湯の延長線みたいに子供さんが多い。子供さんが多いということは非常にコミュニケーションが図られるし、恐らく親子で来ているのでしょから、そういう点ではこの点もほかはないようないい感じだなと思って、今度孫を連れて行こうかなと思っているんですが、そこでこの統計はこの子供さんが入ったものなのか、あるいは成人男女の数なのかよくわからないんですが、この辺の把握はなされておるでしょうか。

○議長（森田昌巳君） 加藤施設課長。

○施設課長（加藤一夫君） お答え申し上げます。

フレッシュランドの方の利用者の男女、あるいは子供が入った数字なのかどうかというご質問でございますが、事務報告書の86ページの方に総人員が記載されているわけですが、この数字の中には有料料金でございます。小学生以上は子供料金になりますので、子供が入っている人数でございます。また男女別、若干1割ほど男性の方が多いんですが、男女別も入っている数字でございます。そのほか幼児がございまして。これは未就学児童というのですか、それはこちらの方には入ってございませぬ。把握の方はしてございますので、そちらの方でいきますと、こちらの方には入っておりませんが、約1割程度が未就学児童、これにプラスしていただければ、昨年の数字でいきますと、トータルで8万4,000人ほど利用客があったわけですが、この中で約8,000人ほどが未就学児童というふうにご理解いただければというふうに思っております。これに約8,000人ほどプラスしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森田昌巳君） 7番大塚議員。

○7番（大塚勝江君） 4点ほどお尋ねいたします。

今のことに関連するんですが、決算書11ページ、事務報告書87ページに浴場施設、余熱利用の利用者のグラフが載っておりますが、この中をもってその他、つまり構成市町以外の方が本当に正直にこのように申請してくださっている、5%いらっしゃるわけですけども、これは市民の方から声が寄せられたのですが、いわゆる税金の負担公正ということから考えてますと、その方はあきる野市とかほかの施設に行ったらばちしと市外の料金を取られたと、公共施設ですね。ところがこの羽村の

余熱利用ははいわゆる口で、私は羽村、瑞穂、福生とか、口頭申請でございますよね。これはこの口頭申請の方法をこのまま続けるのかどうか、ということは、つまり厳しい行財政の中で本当に入ってくるものは1円たりともきちんといいただくということを、これをやっていくのが地方財政の根本だと思うんですね。

5%とはいえ、3,752万円ですから、もしこれが5%ふえれば150万円以上のお金が入ってくるわけですよね。ですから今後ともいわゆるその市民、瑞穂、羽村、福生、それを住んでいることがちゃんとわかるような、国保のあれでもいいし、市民カードでもいいし、そういうのを見せればちゃんと入れるわけなんです、そういうふうにきちんと料金を取るお考えはないかというのが1点と、それからこれは利用者の方から、羽村のずっと下の方のなんです、週に2回ほど行っていると、ですから回数券が出ないかどうかという話が出たんですが、回数券の考え方があるかどうか、それが1点ですね。それからその次が光熱費なんです、光熱費に関しては、先ほど総務課長の説明で光熱費、このなかのうちごみがふえたので電気代が800万円ほど浮いたと、これは決算書の記入方法なんですけれども、本来だったらこれはいわゆる雑入と同じですから、電気を売るわけですから、こここのところに電気代は幾らと載せるべきではないかと考えるんですが、その点のお考え、すごくこれで見ると、決算書を見てしまいますと不用額が1,581万7,937円も出たというふうにとれてしまうわけですね。ですから当初はいわゆるここでごみを燃やして、この施設のほとんどはこの発電量で補うという話だったんですが、大体今40%、50%にいてないわけですけども、ここで出てきた電力は一応東京電力が買い上げるわけですから、それは歳入、収入として載せないのかどうか、そのいわゆる考え方ですね。それが一つと、それが2点目ですね。

それから、3点目は同じく肉骨粉、13ページの肉骨粉に関連してなんです、羽村保全協との約束は1年ですよ。そうしますと1年後、先ほどは休憩時間だったものですから黙っていたんですけども、約束として、いわゆる安全ならば、私はきちんと国基準に従って安全ならば、20トンまで燃やせば先ほどいわゆる収入がふえると、つまり何も周辺住民に迷惑をかけてまで収入をふやせというのではなくて、いわゆる行財政の厳しい折りに皆さんの公共施設を使っているわけですから、それができるならばそこまでできるかどうか、それを羽村保全協に提示するお考えがあるかどうか、その点を3点目。

それから、4点目は21ページ、職員数のことなんです、職員の精密検査、いわゆる身体検査をやっていますけれども、その結果が43ページに載っているんですが、検査を受けた人の数だけで、結果は大丈夫なんでしょうか。つまり精密検査の方にいった人とか、長期休業者とか、異常の出た人とか、そういう人はなかったかどうか。

以上、4点お尋ねします。

○議長（森田昌巳君） 田端業務課長。

○業務課長（田端 元君） それでは、ただいまの質問の2点目、光熱水費の電気を売って歳入でいいのではないかというご質問がございましたけれども、西多摩衛生組合の場合は現在、売るほどの電力は発電されておりません。それで1炉運転の場合は常時2,000キロワット使いまして、発電量が750ですから、1炉運転の場合は1,250キロほど東電から購入しております。それから2炉運転、この場合は常時が2,700キロワット、発電量が1,950キロワットでございますから、750キロワット東電から購入しているということでございます。ですから2炉運転の場合は1炉運転より500キロワット、これは1時間ですけども、少なく購入できるからそれだけ電気料が安く上がったということでございます。

○5 番（高野幸助君） それは資料のどこに出ているんですか、今のおっしゃっていることは。我々の手元に資料が出ていますか。

○業務課長（田端 元君） これは資料に出てございません。

○議 長（森田昌巳君） 加藤施設課長。

○施設課長（加藤一夫君） 余熱利用施設のご質問で、市民カード、あるいは回数券というお話でございますが、西多摩衛生組合の余熱利用施設、市民であるかないかの確認方法につきましては「どちらにお住まいですか」という、受付の方で聞いております。こちらの方につきましては、市民カードを発行したらどうかというご要望といたしますか、あれがあるわけでございますが、確かに武蔵村山のカタクリの湯ですか、あとそのほかでも市民カードを確かに発行していらっしゃいます。

ただ、うちの場合、武蔵村山の場合、人口的に比較しますと、あそこは7～8万の人口という形になります。私も西多摩衛生組合の人口は約30万人という市民がいらっしゃるわけでございますので、その辺を含めまして今後研究を、できるかできないかというものを含めまして研究していきたいというふうに考えております。

また、回数券の問題でございますが、こちらにつきましては、現在利用されている方につきまして要望がございますので、こちらの方は検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議 長（森田昌巳君） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男君） 3点目の肉骨粉の関係でございますけれども、確かに国の基準でいきますと20トン、ただ、先ほど来説明しておりますように一酸化炭素の関係がございます。これが法規制値をクリアできるようならば保全協に申し入れをしましてという話はあるかと思っておりますけれども、今のところ大変厳しいような状況でございますので、その辺も含めまして保全協の方にはなかなか話もついでいけないというような状況でございます。

以上でございます。

○議 長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） 4点目のご質問でございますが、健康診断の結果で、この健康診断にかかった結果で病気が発見されたかどうかというご質問かと思っておりますが、13年度におきましては健康診断の結果、病気が発見されたということはございませんでした。

以上でございます。

○議 長（森田昌巳君） 7番大塚議員。

○7 番（大塚勝江君） 職員が健康であることは安心いたしました。まずここで働いている方が健康でなければ周辺住民に対しての説得力がないわけでございますので、今度この事務報告書にやはり結果も書いておいてください。そうでないと、受けた人の人数でいくと結果はどうなったんだということになりますので、それを要望しておきます。

それと先ほどの電気なんですけれども、確かに売るほどなくてもあったわけですね。それを説明の中で私たちはきょう始めて伺って、800キロワットほどあったからこれだけ不用額が出たのだという説明があったので、そういう電気も内訳を入れておいていただくと、なんか不用額がすごく多くなってしまったみたい受け取れますので、その点のもう1回説明をお願いいたします。

それだけです。その2点をお願いいたします。

○議 長（森田昌巳君） 森田局長。

○事務局長（森田義男君） 電気の関係でございますけれども、確かにごみがふえまして発電量がふえました。したがって、これは買う方の電気が、うちで自前で賄う分がふえましたので、それは自前で使う分でございますので、したがって、結果的に買う電気料が減ったと、こういうことでございますので、そういう説明でございます。よろしくお願いたします。

○議 長（森田昌巳君） 6番永井議員。

○6番（永井寅一君） 決算書の18ページ、じん芥処理費ということですね。それと事務報告書の34ページにじん芥処理費とあるんですが、この34ページですね。目的別分賦金概要という中で2としてじん芥処理費実績投入割合とあるんですが、これは上にAと書いてあるから金額そのものですが、この数値と18ページはあわないような気がするんですが、この数字はどこから出てきているのか。

それから、事務報告書の69ページ、表2の2、各炉稼動状況ということでございます。この69ページの数字はそのものだと思うんですが、下の欄に4行が各炉ごとの稼動状況はということで書いてあるけれども、この記載はちょっと私は不自然ではないかなというふうに、ということは、日数の稼動率が書いてあるんですけども、なにも日数の稼動率なんかは必要ではないと思いますし、例えば右側の施設の稼動日数ですね。1炉、2炉、3炉とありますが、それでやったときに、1炉は日数でやれば40.0%、2炉は41.0%、3炉は44%ということになるわけですが、この投入量の実績を、160トン処理できて3炉があつて、計算すると44.77%、13年度実績で42%というふうな、40.7%というのは先ほど管理者が言った7万5,000トンにしたときですが、44.77%入ります、この表で見た場合には47%になろうかと、そういうことを記入するのだったらわかるけれども、なにも日数の稼動率なんかはこの事業報告の中では私は必要はないというふうに思います。

それから、3点目は73ページでございますが、73ページの上から8行目、一酸化炭素のことが出ておりますが、先ほどから局長が答弁しておりますが、この辺の炉の設置者との話し合いの中で、例えば基準値を下回るようにするためにはどのぐらいの金額がかかるのか、その辺の話し合いをしていればその経過などを教えていただきたいと思います。

それから最後、4点目になりますが、決算書の19ページです。青梅労働基準協会負担金3万円とありますけれども、この衛生組合が青梅労働基準協会に加入してもよいとか、そういうのは条例とかそういう何かでやって加入しているから負担金があると思いますが、その辺の4点について答弁をお願いいたします。

○議 長（森田昌巳君） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道君） 順不同で大変申しわけございませんが、私の方の担当の不幸で、先ほど局長がご説明しました維持管理上の一酸化炭素の規制ということで、今までは規制がかからなかったけれども、12月1日から1時間当たり100ppmを超えて焼却をしてはいけないという規制が適用されるということで、実態としましてはこの流動床炉、空気量を焼却の中に吹き込む、いろいろな箇所から吹き込む空気量を調整をしながら燃焼管理をしているという実態がございまして、現在、どういふふうな空気量で、割合で吹き込めばいいかというようなことを各種、いろいろな想定をしてメーカーが実施しているところでございます。

当然これは性能にかかる部分でございまして、したがって、これはメーカーの責任であるということで、経費等については組合では負担しないと、メーカーの負担で責任を持って法を守る設備にしていくということでありまして。

以上であります。

○議 長（森田昌巳君） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男君） 事務報告書の69ページの関係でございますけれども、確かに御指摘のとおり、これについては、これは1炉稼動が何日だ、2炉稼動が何日だということだけの数字でございます、これを%であらわしても何ら意味がないのかなという気が私どももいたします。次回はこの辺のところは工夫して表示するような形をとりたいと思います。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） それでは、4点目でございます。19ページの労働基準協会負担金についてのご質問かと思いますが、当組合では作業をする中で、一つにはフォークリフトの運転、あるいはクレーンが、搬入のときのクレーンと排出するときにクレーンで灰、あるいはごみを運搬しているわけなんですけれども、この運転につきましても資格が必要でございますし、毎年研修を受けるようなことになっておりますので、その関係でこの負担金をお支払いしているということでございます。

以上でございます。

○6番（永井寅一君） いや今の、だから規定でちゃんとなっているのかと聞いているんです。

○総務課長（渡辺良郎君） 内容的な部分。

○6番（永井寅一君） そうです。

○議長（森田昌巳君） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道君） 次に、決算書の19ページのじん芥処理費の支出済額と、34ページの分賦金の支出額にずれがあるというふうに理解したんですが、そういうことでお答えをしたいと思いますけれども、決算書の方の支出済額は当然特定財源、この中には肉骨粉の経費も入りますので、実際にかかった経費の決算額になっております。

一方、34ページは、これは純粋に分賦金、構成市町からご負担いただく分賦金の実態をあらわした決算でございます、この中からいわゆる肉骨粉で入ってきたお金とか、余熱の利用施設の手数料とか、そういった特定財源を除いた後の純粋な分賦金だけを計算して出したもので、大変わかりにくい数値となっております、実はこれは我々もちょっとわかりづらいなと反省をしております、申しわけないんですが、来年度はもう少しわかりやすくいたしましてご報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） 清掃事業は労働基準法に該当するわけなんですけれども、その中で労働安全衛生法、あるいは労災法等の法律に基づきまして従業員の数、人数によりまして金額等が定められているというふうになっております。

○議長（森田昌巳君） 6番永井議員。

○6番（永井寅一君） 今の答弁されたことは十分理解しているんですよ、今のね。その中で組合が、これは民間の団体だと思いますよね。労働基準局の下のだと思います。そこに加入するのにこの組合ではそういう規定の中にちゃんとなっているのかと聞いているんです。一般の会社だったら普通、当然今言った作業のクレーンだとかそういうのはわかるんですよ。だけどこの一部事務組合の場合は公的なものでちゃんと裏付けして加入しているのかということを知っているんです。そうでなければいけません。また後でやればいいことだから、今のところでそういうのがあるかどうかということをお伺いしているわけです。悪いとかいいとかと云っているのではない。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） 法的な根拠についてはちょっと調べさせていただきたいんですけれども、

この協会に入っておりますとさまざまな労働安全衛生法とか、労働基準法とかさまざまな研修会をこの協会の方で実施しているわけなんですけれども、その方に参加させていただけるというふうなことで。

○6 番（永井寅一君） それはわかっている。そのことはわかっている。十分わかっています。法的なことだけなんです。

○総務課長（渡辺良郎君） 法的な根拠はないということでございます。任意加入という形でございます。

○6 番（永井寅一君） そういう意味じゃないんだ。2回しかできないから、もう1回言わせてもらえば言うんだけど、そういうことでちゃんとあるかどうかということを行っているんです。内部規則でね。

○議 長（森田昌巳君） 9番門間議員。

○9 番（門間淑子君） 3点お尋ねいたします。

先ほど大塚議員の方からもお話がありましたけれども、職員の健康管理についてですが、病気休業をとられた方が4名いらっしゃるということで、衛生組合を原因とする病気の発生はなかったというようなご説明があったと思いますけれども、その病気で休業、休暇を取られた方は全員改善されたのかどうか、今も健康にお勤めされているのかどうかお尋ねします。

2点目ですけれども、決算書の15ページですが、ここの特別職給料というのがあります。特別職給料は当初予算で896万円でしたけれども、実際支出額は57万830円ということで、これは予算のときの審議で選任助役の給与が計上されているということでしたが、助役の条例があるから計上しているんだというふうに思いますけれども、現在の行財政改革の中で、こういうように予算に計上されて決算で繰り戻されるということが繰り返されていることに対して管理者はどのようにお考えでしょうか。適正だというふうにお考えでしょうか。

3点目です。事務報告書の71ページから先ほどのCO濃度のところにかかってくる薬品及び排ガス等に関する問題なんですけれども、資料は71ページでお尋ねします。ここを見てもみますと、排ガス処理用薬品、あるいは焼却灰処理薬品ということでダイオキシン対策、重金属固定剤対策の薬品が購入されております。平成11年から12年、13年度の経過を見てみますと、消石灰につきましては折れ線グラフ的な変化をたどっておりまして、活性炭についてもやはり同じような変化をたどっております。重金属固定剤に関しましてはかなりの角度で右肩上がり伸びているわけですけれども、この重金属固定剤がかなりのカーブを描いて伸びてきたその原因はどこにあるのか、そのことと消石灰、活性炭との関係はどうなっているのか、そしてさらに本年12月1日からダイオキシン規制値が強化されていくわけですけれども、強化されていった場合に、この現行の購入金額料、対応で十分やっつけられるのか、これがそれぞれ消石灰、活性炭、重金属固定剤、それぞれに新たな対応が迫られるのか否なのかということですね。

そして先ほどCOのことで出ていましたけれども、100ppmを超えてはいけないという新規制が発生するというので、1回だけ100ppmが計測されておりますが、これは先ほどの説明では技術的なものなので業者の責任においてというお話もありました。しかし、局長の方からは東京都の方と調整をすると、かなり厳しい問題だということでしたので、技術的な問題がクリアされる可能性が薄いのか、あるいは今後そういう施設の改善ということまでしなければ規制値が守れなくなるのか、あるいは肉骨粉の投入量を下げれば規制値がクリアされるのか、その当たりについての論議、あるいは結果についてどのような見通しを持っていて、今現在どこまで進んでいて、その結果についていつごろわ

かるのか、12月1日からダイオキシン規制値が新たにCO濃度も含めて始まっていくわけですが、今のままでいい守られるのか、守られないのか、そのことをまずお聞きします。

○議長（森田昌巳君） 3時55分まで休憩いたします。

午後3時45分 休憩

午後3時55分 再会

○議長（森田昌巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

島田管理課長。

○管理課長（島田善道君） それでは、私の方から71ページの薬品の使用料のお尋ねについてお答え申し上げます。

まず、重金属固定剤の量が徐々に上がっていったのではないかとご指摘でございますけれども、これにつきましては実は平成11年度からエコセメントの実証試験ということで、当組合の焼却灰をプラント実験施設の方へ搬入しております。11年度で約1,670トン、それから12年度の中ほどまで実施をしました。12年度も約1,000トンほど、こういった関係がございまして、当然灰がそちらに行きますから組合で処分する灰の量が減るということで、逆に13年度は通常の灰の量となっております。したがって、重金属固定剤も購入量が下がっていく、使用しなくて済むということでありますから、13年度と比較して購入量が少ないということでございます。

それから、消石灰でございますけれども、平成11年度と12年度から下がっておりますけれども、11年度において1時間当たり120キログラムという量的なものを吹き込んでいるんですけれども、これはいろいろダイオキシンとか排ガスの規制のために使いますけれども、簡単な言い方をしますと、いっぱい吹き込めばいいというものではございませんで、ある程度の規制値で効率のよい吸込量を探さないとかえってむだになるというような形で、120キログラムで当初吹き込んでいたのを、12年度では1時間当たり80キログラムの量で吹き込んでいるというようなことがありますので、購入量が下がってくる、使用料が下がるというような形でございます。

活性炭につきましては、これはほとんど差がないということで、10トンぐらいなんですけど、これは1回ためるのが10トンぐらいためられるので、それを買ったということでございます。

以上であります。

○議長（森田昌巳君） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男君） 2点目の助役の選任の関係でございますけれども、確かに設置するという規定した当時につきましてはいろいろな問題がございまして、設置をするという考えを持っておりました。

現在の状況を申し上げますと、施設が稼動しまして5年が経過したわけでございますけれども、おかげさまをもちまして施設の管理運営、あるいは余熱施設ができましたけれども、順調な中になされているところでございまして、肉骨粉の問題等いろいろな問題があるにしましても、現在の体制で対応が図れるのではないかとというような考えを持ってございます。

したがって、14年度予算、これから補正予算等にかかるわけでございますけれども、その中でもこの助役の報酬につきましては全額減額をさせていただきました。それからなお、全協で説明予定になっております来年度の予算につきましても全額措置しない形で予算を組む予定でございます。

それらをあわせまして、もし仮にそのような助役を置く必要性が出た場合には、補正予算等、あるいは選任の同意を議会にお願いするわけでございますけれども、今のところその必要はないのではないかと判断でございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） それでは、40 ページの4名の職員の病気が焼却業務と因果関係があるかないかというお尋ねかと思いますが、この4名につきましては、1点は交通事故でございます。それから良性のポリープ、それから白内障、それから骨折でございまして、当組合の焼却業務とは因果関係はないと考えております。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男君） 1点忘れまして、COの関係でございますけれども、先ほど来から議論になっております。私の方から肉骨粉の影響だというようなお話を申し上げました。これはメーカー等の調査結果によりまして肉骨粉の量がどうも影響している、それが最終結論でございます。

したがって、現在実機の中で、実際の炉の中で量を加減しながら今テストを行っております。それによりまして、先ほど来申し上げましたように、10トンが少し減る形で、東京都等、あるいは瑞穂町等とも協議しなければいけませんけれども、そのような形の中でなされるのではないかというような予想を立てております。

○議長（森田昌巳君） 9番門間議員。

○9番（門間淑子君） 一番最初の重金属の方がよくわかりにくかったので、もう一度お尋ねしますが、エコセメントの実証実験をしたというのはわかるんですが、11年、12年でそれをやっただけで、しかし13年度もかなりふえていると、今なぜこんなふうになるのかと聞いてみると、12月1日からダイオキシン規制値というのか、そのほかの排出物も含めてかなり規制が厳しくなってくる、特に最近重金属についての指摘がふえてきているわけですが、これからはごみの増加に伴ってふえるのか、あるいはごみ質が変化してふえてきているのか、双方なのかというような分析、もちろんされていると思いますが、どうした傾向にあるか、つまりこれから法規制値を守って安全な運転管理をしていくためにこうした薬品類はふえてくるというふうに予測しているのかどうかということがまず一つです。

それから、COに関しては今のお話ですと、現行の運転の関係でいけばこの100ppmが守られないというふうには聞こえたのですが、現に今100ppmを表記しているところがあるわけですが、何らかの大きな変化を伴わなければ現行の焼却方式ではこのCO濃度はクリアできないということになるのでしょうか。

つまり原因と結果とプロセス、そのあたりについての公開ですね。こうこうこういう理由でこうなるからこうしますよと、いつからこうしますよということがいつ知らされるのか、住民の側にも私たちにもそうですけれども、そして12月1日からということはもう目と鼻の先なわけですよ。今のままいってクリアできるならいいんですけど、今のままいってクリアできるのかできないのかというふうに先ほどお聞きしたと思うんですけど、どちらでしょうか。

○議長（森田昌巳君） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道君） 重金属固定剤の関係なんですけど、これは先ほど来ご説明をしております、11年度、12年度は全体の灰の量が減ったので購入量が下がっているということでございまして、今後ダイオキシンの規制強化ということで3ng以下にしろという基準がございまして、当組合は、いわゆる重金属固定剤というのは灰の中の有害物質を外へ出さないというような薬品でございまして、したがって、全体がパウダー状の飛灰になっていますから、その薬品を使ってガードすると、

流出しないようにすると、これが法律上で求められている義務でございまして、今回の規制となります埋立てに要するダイオキシン規制値が3ng以下にするということは、薬剤処理をしていれば適用外でございます。

したがって、今後この重金属固定剤を、ダイオキシンの規制が強化されましても多く使うとかそういうことはございませんで、あくまでも出てくる灰の増減によって使用量が変わっていくと、こういうことでございます。

○議長（森田昌巳君） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男君） COの関係でございますけれども、できるかできないかではなくて、これは法規制でございますので、しなければならぬというふうに考えてございます。

それについては、先ほど来申し上げましたように、現在では不安な部分も、現在といたしますか、現在というのは今に近い現在ではないんですけれども、不安な部分もありますので、安心してクリアできるような形をとりたいというふうに、そのための実機テストをやっているということでございます。以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 9番門間議員。

○9番（門間淑子君） お答えがないのが一つ、いつどういうふうになっていくのかの説明とか、プロセスの説明をどういうふうにするのかというふうに聞いているんですけれども、住民と我々に対してです。

○議長（森田昌巳君） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男君） プロセスの説明といたしますか、実際に私の方は基準値がございまして。これの範囲内でおさまることならば、こういう形でやりますということではなくて、その規制値にあわせて私の方はそれをオーバーしないようにもっていきたくて、したがって、現在市民の皆さん、住民の皆さんにCOが高いのでというような話もしてございませぬ。ただ、12月のところの規制にかからないような形で私の方は運転をしたいのだからということでございまして、12月1日以降は要するにその基準値を上回らない形で運転していきますと、そういうことでございます。よろしいでしょうか。

○議長（森田昌巳君） 3番近藤議員。

○3番（近藤 浩君） 4点ほどお伺いしますけれども、1点目はごみの搬入量の関係で、事務報告書の67ページにごみの増量の要因とか、そういう形で載っております、いろいろ増加の原因が考えられるということで述べられておりますけれども、もう少しいろいろな分析があるような気がするんですけれども、例えば青梅市とかではふえているだけけれども、例えばいろいろな協議会とかやられていると思うんですけれども、有料化との関係がどうなのかとか、その辺のちょっともう少し協議会みたいところでどういう議論になっているのかをお願いします。

2点目が決算書の17ページです。13委託料の産業医の委託料77万円というのがありまして、事務報告書では43ページの下の方に内容が載っているわけなんですけれども、実際これは具体的はどういうふうに、いろいろな項目の打ち合わせとかそういうふうに乗っておりますけれども、これでいきますと1回の会議で例えば7～8万円とかそういうふうな計算になってしまうんですけれども、実際の算出根拠みたいなものはどういうところにあるのかをお願いします。

3点目が決算書の27ページ、19負担金の地域環境対策協議会ですね。これにつきましてはいろいろ総会とかにも出ているんですけれども、組合としてこれに対する成果みたいなものはどういうふうに考えているのか、ご説明をお願いします。

それから4点目、29ページ、上の方の13委託料、変更委託料ですね。これは具体的にどういった

変更がなされて、成果がどうだったのかお願いします。

以上です。

○議長（森田昌巳君） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道君） それでは、私の方からごみの見通しということにつきましてお答えを申し上げます。

ごみの予測は大変難しいものがございます、実はこれも分賦金の算出基礎等にもなりますので、当然予測をしていかなければいけないんですが、実はうちの組合は実績だけの状況把握はできますけれども、各構成市町の方がより実態を把握しているということで、毎予算時になりますと構成市町の方の担当課に調査しまして、どのぐらいのごみ量を予測していますかというようなことを聞いております。したがって、うちの組合で委員会等をつくってごみの予測しているという実態はございません。

そういった情報の中で、各構成市町ともごみの収集制度等の見直し等をやりながら積極的にごみ減量に向かって進んでおります。したがって、一般家庭から出るごみ量については減少傾向の方へいきますけれども、だんだんそれが落ち着いてくると若干の自然増が見えてくるかなということで、ここ2年ぐらいはそういった収集制度の見直しとか、そういったことの減量政策を進めますので、2年間ぐらいはずっと減量傾向へいくということでございまして、むしろ我々がちょっと気になるのはいわゆる事業系の持ち込みごみでございまして、ご承知のように東京都の環境確保条例の施行、それから小型焼却炉の廃止、野焼きをやめましょう、そういったことで各構成市町も環境パトロールを強化して、かなり周辺のごみを燃やす状況のそういうチェックをしております。したがって、独自で燃やせなくなってくるという実態がございます。

もう一つは、やはり問い合わせが結構あるんですが、やはり不景気でございまして、今まで民間企業でいわゆる委託業者に産廃のいろいろなごみ処理を委託しています。景気のいいときは通常可燃ごみ、うちの組合でも燃やしても大丈夫なようなごみでも分けもしないでどんと持っていったというようなことがあるそうです。ところがなかなか、景気がこうなったので経費削減で、うちで一生懸命分別しますけれども、具体的にこういう紙類とかこんなのが出るんだけれども、衛生組合で燃やせませるかというようなお尋ねが結構ございます。

したがって、そういった形で企業の中でもダイオキシン規制がありまして、従来持っている施設がかなり大きい、多額の金をかけないとダイオキシンの濃度を守れないということで、そのお金をかけるよりはもう分別を徹底してほかに任せて処理をした方がいいだろうというような考えの企業がふえているそうです。そういった形で従来産廃処理に流れていたごみがうちの衛生組合の方へ入ってきているのかなと、こんなふうを考えている次第でございます。

ごみの予測につきましては以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） 産業医の報酬の根拠ということでございますが、これにつきましては西多摩医師会との示された金額で契約しているというふうな形でございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 加藤施設課長。

○施設課長（加藤一夫君） 順不同になりますが、4点目の余熱利用施設の方の、決算書29ページの入館管理システム変更委託、どんな内容かというご質問ではなかろうかと思うんですが、これにつきましては余熱利用施設、平成13年度にオープンいたしましたときにポスレジシステムを採用してございます。1日の売上げがこちらの方で、大人、子供、いろいろな形で入金、金額が上がってくるわ

けでございますが、その金額をこちらの方の事務所にあるコンピューターに接続し、入金の調定表を起こすわけでございますが、この関係ですぐに人的関与が入らない形で入力できる方法にしたというのが実態でございます。

と申しますのは、コンピューターが違うものでございますので、当然会計システムの方のコンピューターの変更をしなければならないということがございます。その変更するに当たってのシステムの変更を行ったという形でございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男君） 3点目になりますか、27ページの地域環境対策協議会の助成金の成果ということでございますけれども、これにつきましては羽村、瑞穂両協議会に50万円ずつ差し上げてございます。目的等につきましては環境問題の調査研究、お互いに協調し合いながらいい環境の中でこういう施設を維持していきましょうというふうな意味が含まれてございます。

それから、成果でございますけれども、毎年総会等が開かれます。その中で私、管理者を含めまして、副管理者も出席しておりますけれども、決算書並びに予算書等、あるいは事業計画等を確認をさせていただいております。これらにつきましては交付要綱に基づきまして毎月報告を行っているところでございます。

中身につきましては機関誌の発行ですとか、近いところでは羽村の方で松葉ダイオキシンの調査等も行っております。それらについて協同して環境問題について研究していきましょうというような趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 3番近藤議員。

○3番（近藤 浩君） 1点目ですけれども、今事業系のごみが非常に多くなっているということが説明があったんですけれども、これは表を見ますと、別にだから青梅が悪いということではありませんけれども、1人当たりの割合としてふえているというか、ということは青梅にそういう事業系のごみが多いと、そういった企業が多くなったと、そういうふうに理解していいのかどうか、ちょっとその辺をお願いします。

2点目なんですけれども、西多摩医師会との契約と、統一で額が決まっているみたいなどころだと思うんですけれども、これはちょっと別なところで、別な項目というか、瑞穂の決算のときでも少し問題になったんですけれども、どうしてこういうあれになるのかというか、例えばその時間帯を開業していたらこのくらいはかせげるだろうみたいなどか、例えばそういうような額があるのではないのかというふうに思うんですけれども、そういうのは全くなくてただ統一で決まっているのどうか、その辺をお伺いします。

あとはいいです。

○議長（森田昌巳君） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道君） 事業系のごみが青梅市が多くなっているというお尋ねですけれども、そういうことはございません。むしろ、ごみ量の概要ということで65ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、その下段、青梅市を見ていきますと8.8%と、瑞穂町が40.5%でございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 森田事務局長。

○事務局長（森田義男君） 産業医の関係でございますけれども、確かにこれにつきましては、産業医

を置かなくてはならないということになりますと、その中で選出に当たりましては西多摩医師会にまず委託をいたします。この地域から選んでくださいというような形をとらせていただいております。たまたま松原先生にお願いしているわけでございますけれども、1時間当たりの単価なんかという点はわかりませんが、常時、来ていただく回数は月一度でございますけれども、そのほかに私の方で相談に行ったときに、産業医として相談に乗っていただくというような、そういうような部分もございまして、いちがいに時間で算定できない部分もあるのかなという気がいたしております。いずれにしても、これは西多摩医師会の統一単価でございます、それを使わせていただいております。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 4番菊地議員。

○4番（菊地国昭君） 大事な13年度の決算ですから、何点かお尋ねをいたします。

まず最初に、決算書の21から23ページの委託料、工事請負費ですが、先ほど高野議員からも質疑がありました。このような西多摩衛生組合のような構成の3市1町でかなりの高額な資金を出し合っただけでこの焼却施設、これらで一番大事な点は、私は何といたっても有効利用をして、そしてなおかつ1年でも多くこの施設を使っていくんだらうと、そのためには何といたってもこの維持管理、これがもう最重点だと、こういうふうな観点からお尋ねをするわけですが、報告書の60ページには指名競争入札参加登録数ということで工事関係285社、そのうち構成市町内の会社が78社、それ以外が207社と細かくありますが、先ほど質疑でもありましたけれども、一番大事な炉の関係といたしますか、この施設本体の維持管理、例えていけば報告書の57ページの上段、1号炉、2号炉、3号炉の施設維持整備工事、それからそれに関連する共通関係の施設、あるいはクレーン、灰クレーンバケット修繕、これらがほとんど、先ほど指摘がありました。石川島播磨さんが契約業者、かなりの高額な契約でやっておりますが、契約金額はそれぞれの工賃を別に出しておりますけれども、私が一番考える点は、果たしてこの契約金額が適正なのかどうか、何を基準に判断しているのかという点なんです。

先ほどのご答弁を聞いていますと、職員の方もそれなりにかなり専門知識をお持ちの方が炉の中に潜ったりなんかして、ご活躍でお仕事をなさっているという、その上での判断というふうに一応受けとめておりますが、それで間違いのないかどうか、適正金額ということが私は一番、いうなればもっと安くできなかったのか、何を基準にこの金額で契約されたのか、その点が1点。

それから次のページですね。報告書の58ページ、それから59ページ、59ページの方はほとんど物品の売買ですから、主に私は58ページ、じん芥処理費からずっと委託がありますが、この中で指名競争入札をしているのは四つだけですね。（8）の排ガス分析、それから（9）の環境調査、（10）のごみ分析委託、（12）ガス調温室、これの清掃委託、これらは指名競争入札でそれぞれ3社から最大6社の指名競争で契約を結んでいらっしゃる。しかしそれ以外はほとんどが随契ですね。専門のお仕事ということで随契せざるを得なかったという解釈もできますが、果たしてそれも随契でいいのか、第1の質疑で申し上げましたように、それぞれの随契の金額もこれが果たして適正なのかどうか、この裏付けは一体何があってこういう金額で契約したのか、そのことをこの際ですから明らかにしていただきたい。

私は随契であっても常々思っているのは、3年に一度くらいでも結構ですから、3社から5社、いうなれば複数の関連する企業の会社によっての見積り合わせをきちっとやって、契約に対して競争原理をきちっと働かせて、その上で経費節減を図るべきだろうと、なぜならば3市1町といえ、それぞ

れきょう首長さんお見えですけれども、この厳しい経済状況の中で、それこそそれぞれの市や町を運営していく歳入のことで頭を毎日悩ませていらっしゃるのではなかろうかと、現実そうでしょう。

そういう中でこれだけの、3市1町の住民のために施設をつくったと、この経営だって同じですよ。少しでも安く、少しでも皆さんに、市民にこたえていくための仕事をするのは当然でありまして、そのためにどうやっていくか、この辺の考え方、これをまずお尋ねをしたい。

それから、心配されるのは58ページのごみ焼却業務委託、この会社は株式会社泰成エンジニアリング、たまたま本日も一般紙で報道された千葉県八千代市の市長さんが収賄容疑で逮捕されました。同じような内容の仕事をしている会社だったかなという思いで、確認のためにこれは聞きますけれども、同一会社なのかどうか、そして当西多摩衛生組合が、もし同一の会社であるならばこの株式会社泰成エンジニアリングとのかかわりはいは何年ごろからなのか、八千代市さんのような間違いがあつてはいけないという危惧から申し上げるんですが、その辺のお答えをいただきたい。

次は決算書の23ページ、中段に工事請負費として施設維持整備工事、それから緊急修繕工事とありますが、それぞれの内容を明らかにしていただきたい。特に先ほどのご答弁では、13年度は緊急修繕工事は幸いというか、1件しかなかった、したがって、不用額がかなり出た。この緊急でやらなければならない工事はどんな工事だったのか、これだけの不用額が出るということはあとじゃ何を想定していたのか、使えという意味で言っているのではないですよ。使わなくて済んだのでよかったと、こういう判断ですけれども、ほかに事務当局は何を考えてこれだけの手当てをしていたのか、これを明らかにしてください。

4番目は、大塚議員さんからも質疑がありましたが、還元施設の浴場の利用者の件ですが、私はこれは口頭でこの構成市町の市民ですよと言えばオッケー、だけどもほかの隣接市ではなかなか厳しく、市民証なり免許証なりを示してやっているようですから、前段の考えに立つならばもう少し構成市町の首長さんもシビアなお考えに立ってきちっとやっていただくべきだろうと、例えていけば免許証は高齢で返還された方も、取っていない方もいらっしゃるでしょうけれども、国民健康保険はほとんどの方が入っていらっしゃるから、私は国保の保険証のコピーでもいいから、何らかの形でやはり受付で示して構成市町民に間違いないと、なぜこういうことを言うかといいますと、構成市町民と全然別のたまたま遊びにきた人と一緒に行った。私は構成市町の、例えば「青梅市民です」「はいいいですよ」と、そうでなかった人がその方の友だちで来て私も同じですと入ってしまった場合、形の上ではいいように思いますけれども、なんか随分いい加減なものだなと、甘いじゃないかと、やはりそこで提示することによってはっきり構成市町民とそうでない方と峻別するのが、やはりこのような経済状況の厳しいときには当たり前ではないかと、ですから先ほど大塚さんは女性だし、やさしい方ですから要望という形を言われました。私はちゃんと事務当局はそういう前向きに立って、明年度からでもちゃんと何らかの身分を証明する、構成市町民だということを示す必要がある。

私は手前勝手な言い方で恐縮ですけれども、青梅では一般質問で市民証をそのためにきちっとやりなさいということで、竹内市長は了解して、青梅市民は希望者には市民証を出しています。市民証でも結構でしょう。ですから何かない方は新たに市民証をつくれとは言いませんけれども、国保のコピーでも結構ですから、それが私は公平、公正な運営で、さすがに3市1町でやっている西多摩衛生組合関連のあれはきちっとしているなど、逆にいえばその場ではっきりすることがそこに参加して下さったそれぞれの市民、町民の方の共感を呼ぶという、政治はかくあるべきですよ。公平、公正、余計なことはしなくていいから、みんなの要望に、そしてあつここの市民でよかったなというものを与えればいいんですから、その辺をきちっとやっていただくように考えますが、ご答弁をいただきたい。

それから次は、先ほどもこれも問題になっていますけれども、自前の電気料金をなんで入れないのか、決算書でしょう。買わなかったって、本来なら買わなければならないのを自前でできたのだから、出ていくお金がとめられたんですから、その意味ではプラスですよ。しかもそれは職員の皆さんが努力しての結果がこれでは反映されないじゃないですか。なんでこんなに不用額があったのだと、そういうことになりかねない。

私は、我々議会人はかなり予算、決算に慣れていますが見ればわかりますけれども、こういうことに知識が余りない方でも見ればわかるように、例えていえばこういうわけでこれは職員の皆さんのご努力でこういうふうに出ていくお金が出さなくてよくなったというものをなんで備考欄にでも書けない、もっときちっと決算書を作成し、やっていただきたいなど、こう思いますが、お考えをお聞かせいただきたい。

まず第1回目の質問はその程度にとどめておきます。

○議長（森田昌巳君） 田端業務課長。

○業務課長（田端 元君） それでは、ただいまの6点目の電気料の自前電気料ということはどうして決算書に書かないかということですが、来年度の決算書にはそういうような金額を入れて報告させていただきたいと思えます。

ちなみに、平成13年度の電気料金の金額、これをご報告申し上げます。需要電力と申しまして、それでよろしいですか。

○議長（森田昌巳君） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道君） 私の方からは緊急修繕工事がなぜ起こって、どんなぐあいでも予算措置をしているのかというお尋ねですけれども、先ほどでもご答弁させていただきましたけれども、今実際にオーバーホールをしております。この目的というのは、定められた計画に基づく整備点検、これが1件ございます。それからもう一つは今の施設の状態を把握すること、あとどのぐらいもつのだらうかと、そういったことで把握する、こういった目的があります。ほかの清掃工場は例えば春先に炉を全部とめまして、別の経費でお金をかけて、全部中を点検させて、点検委託ということですね。そういうふうな結果に基づいて工事をやるというような、お金をかけてやっているところもございます。

当組合は経費削減と言ってはあれですけれども、できるだけ効率よくするために実際にオーバーホールに入ったときにそこで点検をするということですが、いたがいて、そこはいろいろチェックしますけれども、実態としてやはりずれが出てくるわけです。今やって実際に補修している部分は、実は1年前に計画をして、そろそろ危ないというような形で今やっているわけでありまして、実際の状況と半年以上のずれが生じてきます。したがって、いざことし入ってみて、炉の中に入ってみた、去年はこの炉壁が大丈夫だった、ただど見たら半分以上もう落ちてしまうと、こういったことが実は維持管理上発生してきまして、これが実は我々担当者にとっては非常に悩みの種でございまして、変な話ですと、どんどんお金をかけて、ちょっとでもおかしかつたら来年替えてしまうと、では予算計上しようというとなら工事費はどんどんどんどん上がってしまいます。ですからそういうところの判断はやはりシビアにして、本当に大丈夫なんだと、よしじゃ大丈夫だからもっと長持ちをさせようと、維持管理をこうさせようと言いながら少しずつ長くもつようにしています。ところがやはり実態としては開けてみてそういうふうな状態が出てしまいます。そのときにはもう工事請負で契約が済んでおります。ですからいざやろうと思っても今度はその工事請負だけのお金ではできないわけです。かなりのお金がかかるわけです。100万円、200万円の世界ではないので、大きい整備になんかなりますと。

したがって、万が一のためにどうしてもそういった緊急工事の枠というか、そういったものも担保として欲しいというのが我々の本当の願いなのですが、一方、予算担当はそんな壊れるか壊れないかわかりもしない、そういうふうなときに1億も2億もそんな緊急修繕で確保なんかできるわけないだろうと、これはやりあいます。そんなことで2,100万円と、消費税も入れておよそ2,000万円ぐらいは確保してくださいということでやっております。

実態として13年度はあと一つ、実際に使っていく間に壊れてしまうことがあります。13年度はクレーンの爪、バケットの部分が壊れてしまいました。これは理由がありまして、二ツ塚の方へ灰を持っていくんですけども、ちょっと灰の温度が衛生組合は高いですよというご指摘を受けて、こんな高い灰を持ってきたらもう搬入禁止だと言われましたので、一生懸命低温対策をしました。実際灰の中に水をかけてクレーンでセメントとしてかき混ぜるんですね。セメントですから、入れていますから、貯留槽のところにセメントがついてしまって、クレーンがくっついてしまって、歯が曲がってしまって使い物にならなくなったと、こういった緊急事態も発生します。

こういうときの対応のために、説明をきちっとできるためにも維持工事費の中とは別に緊急修繕でとっていけば、そこで支出が出てくればちゃんと説明ができるというような形で緊急修繕の経費を計上しております。

それともう一つ、価格が適正であるかということでございますが、先ほども積算の基準をご説明させていただきました。本当に我々も精一いつぱいやっています。私はとしては今の力の中では全力に近い力でやっているというふうに自負をしておりますけれども、それでもやはりご指摘のように心配がございます。

したがって、我々と友好関係と言ったらおかしいですけども、岐阜県にある清掃工場がございます。それから甲府がございます。それから町田がございます。それから我々に一時派遣された東京都の職員の方が東京都の清掃工場にいます。そういった状況、オーバーホールの状況、うちではこういうふうになったけれどもどうかなというような率直な、細かい価格の調査というか、そういうことをやっておおよそ確認をしているという実態がございます。

それともう一つは、今後の方法として、オーバーホールの見積りの仕様書だけを業務としている会社もございます。その会社に例えば委託をすれば全部設計をしてくれるわけですが、委託をすればですね。そうするとそういうふうな出てきた価格と、それからメーカーの価格と調整をして比較をしてみるとか、そういった方法も、今そういった業者も営業活動には来ておりますので、いずれにしても、指名競争、要するに見積り合わせ、一般の要するに例えば焼却炉だったら焼却炉だけの専門の業者がいます。それから普通の電気屋さんなら電気の専門の業者がいます。そういった業者さんに焼却のレンガを積む工事だけだったら幾らかかるのというような見積りも取ったりしています。でもなかなか、自分でそれをもらえるなら一生懸命やりますけれども、実態としてはなかなかそれが対応してくれないという実態もございますけれども、いずれにしても、そういったいろいろなことを調整してできるだけ見積りを取ったり、いろいろ情報収集をして競争原理を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森田昌巳君） 答弁は簡単明瞭にお願いいたします。

森田事務局長。

○事務局長（森田義男君） 58ページの業務委託の泰成エンジニアリングの関係でございますけれども、私どもの方もびっくりしておりますけれども、その会社そのものでございます。

それから、この委託の期間につきましては、この新炉が完成したときの平成10年度から運転業務を行っております。

それから次に、余熱の関係でございますけれども、ご指摘のとおりのことだと思います。したがって、どういう形が一番ベストなのか、その辺も検討させていただいて、できれば新年度にそのような形でご要望に沿えるような形で実施したいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（森田昌巳君） 4番菊地議員。

○4番（菊地国昭君） 大体予想した以上の答弁をいただきましたから、次の質問は今回はやめます。

○議長（森田昌巳君） ほかにありませんか。

ほかになければ、以上で質疑は終わります。

この際、討論の通告がありますので、まず原案に対する反対者からの発言を許します。9番門間淑子議員。

○9番（門間淑子君） 平成13年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定に反対の討論を行います。

平成13年度の決算書を見てみますと、当初予算896万円の特別職給与が実質歳出57万830円、83万8千917円が繰り戻されています。これは予算審議の中でも明らかになっており選任助役の給与です。

西多摩衛生組合助役の給与に関する条例は、平成14年4月1日から施行されていますが、選任助役が置かれたことはなく、条例に従って助役給与が予算化され、繰り戻されるということが毎年続いています。このような予算、決算のあり方は適正に執行されたとはとても言えないことだと思います。

一部事務組合であっても行財政改革は必須の課題であり、3市1町で構成する西多摩衛生組合に選任助役は本当に必要かどうか見直すべきです。決算審査意見書にも「長引く景気の低迷等による厳しい財政状況を踏まえ、より効率的な財政運営に努めるとともに、組合事務事業が常に適正かつ公明、公正に執行されることを希望する」とあります。西多摩衛生組合には情報公開条例が制定され、汚職の再発も防止されています。行財政改革の視点から助役条例を廃止し、予算、決算を適正な執行状況にすべきです。

また、特別職は所属自治体から固定した給与、報酬を支給されており、一部事務組合の仕事もその給与、報酬の範囲内のものと考えます。納税者に責任説明が果たせる交通費程度の支給にとどめ、現行の特別職の給与、報酬も見直されるべきです。

以上の理由から適正な決算とは判断できず、認定に反対します。

さらに加えて、審議の中で肉骨粉の焼却に伴って発生する一酸化炭素が法規制が守られるかどうか厳しい状況にあり、燃烧方法、焼却量について調査検討中であることが明らかになりました。ごみ焼却施設である西多摩衛生組合には、小学校、中学校、高等学校、養護学校が隣接しています。未来を担う子供たちや、周辺住民の健康や住環境を守ってごみの焼却処理を行うことこそ西多摩衛生組合最大の責務であり、法規制を厳守した運転をすること、運営運転状況に関しては常に情報が公開されることを強く望むことを付け加えておきます。

以上です。

○議長（森田昌巳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番沼崎満子議員。

○12番（沼崎満子君） それでは、御指名をいただきましたので、認定第1号、平成13年度西多摩衛生組合歳入歳出決算につきまして賛成の討論をさせていただきます。

決算審議に当たり、私は本決算が当初予定した事務事業が予算に従い適切に運営され、効率的に執

行されているかを基本を審議してまいりました。このような立場から平成13年度の決算内容を見ますと、西多摩衛生組合の指名であります構成市町から排出されました約7万4,000トンのごみを法等に基づきまして安全かつ衛生的に焼却処理するという本来の目的を達成しております。また焼却に伴い発生いたしますダイオキシン等の公害対策においても、すべての基準をクリアしているなど適切な施設運営が行われている結果となっております。

歳出におきましては、前年度決算と比較いたしますと8億2,300万円、23.2%の増となっておりますが、この点については12、13年度の2カ年事業として建設しておりました地元還元施設であります余熱利用施設の工事費の増加が影響したものでございます。

余熱利用施設は「フレッシュランド西多摩」として昨年10月にオープンいたしました。入場者数が当初の予想を大幅に上回り、多くの方々に利用されているなど地域住民の福祉の向上に大きく貢献しているものと考えられます。

このほか具体的な成果を見ますと、工事請負費では定期補修等について職員による設計、積算の精査に伴う経費の抑制、事業費では競争原理の導入による薬品類等の消耗品単価の抑制、委託料等につきましては、新施設稼動以来各種点検委託等において歳出の調査による経費の削減などすべての課目について効率的な運営のもとに必要最小限の執行となっております。

以上、本決算につきましては当初予定いたしました事務事業について適切かつ効率的な執行がなされており、その目的を達成した決算であると認められます。

なお、今後とも景気の低迷が予想されることから、さらなる効率的な財政運営を図ることを期待いたしまして賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 以上で討論を終わります。

これより認定第1号について、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（森田昌巳君） 挙手多数であります。よって、認定第1号、平成13年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

会議規則第7条におきまして、会議は午前10時から午後5時となっております。会議が5時を超えそうでございますので、同条ただし書きの規定に基づき会議を延長いたします。

お諮りいたします。

日程第5、議案第9号及び日程第6、議案第10号の2件につきましては関連がございますので、一括して議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第9号、平成14年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び日程第6、議案第10号、平成14年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。管理者並木心君。

○管理者（羽村市長 並木 心君） ただいま一括議題となりました議案第9号、平成14年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び議案第10号、平成14年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第9号、補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ7,300万円を減額いたしまして、歳入歳出の予算総額を36億200万円に変更しようとするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、歳出では人件費、委託料、工事請負費等の実績に基づきます経費の減額と、歳入につきましては余熱利用施設における使用料、前年度繰越金の増額及び新たに諸収入において肉骨粉受託金の収入を見込ませていただきました。

次に、議案第10号、平成14年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についてご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました補正予算（第1号）に基づきまして、分賦金の総額を2億3,996万4,000円減額いたしまして、33億6,554万1,000円に変更しようとするものでございます。

なお、議案第9号及び第10号の詳細につきましては、事務局よりご説明いたしますので、よろしく審議の上ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森田昌巳君） 次に、事務局より内容の説明をお願いいたします。渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） それでは、平成14年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び平成14年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について説明させていただきます。

初めに、議案第9号、平成14年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）につきまして説明させていただきます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総則でございます。第1条におきまして歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ7,300万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億200万円といたそうとするものでございます。

第2項におきまして、補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表歳入歳出予算補正によるものといたそうとするものでございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。今回の補正といたしましては、歳入におきまして第1款分賦金を2億3,996万4,000円減額いたしまして、33億6,554万1,000円にいたそうとするものでございます。

第2款使用料及び手数料を877万1,000円総額いたしまして、6,314万8,000円といたそうとするものでございます。これは余熱利用施設の使用料の増によるものでございます。

第3款繰越金を1億1,645万6,000円増額いたしまして、1億2,645万6,000円といたそうとするものでございます。これは前年度における余熱利用施設使用料と、肉骨粉の焼却受託金の増額と、歳出での減額による繰越金の増額でございます。

第4款諸収入で4,173万7,000円を増額いたしまして、4,685万5,000円にいたそうとするものでございます。これは肉骨粉約1,459トンの焼却受託金でございます。

以上、補正総額7,300万円減額いたしまして、補正後の歳入合計額を36億200万円といたそうとするものでございます。

次に、歳出でございます。第2款事務所費につきましては、特別職の給料、諸手当等を精査させていただきます。1,463万3,000円を減額いたしまして、2億1,043万6,000円といたそうとするものでございます。

第3款じん芥処理費につきましては、需用費、委託料、工事請負費等の契約差金等を精査いたしま

して、5,471万4,000円を減額いたしまして、10億5,865万円にいたそうとするものでございます。

第4款余熱利用施設事業費につきましては、需用費、備品購入費を精査させていただきまして380万9,000円を減額いたしまして、1億4,621万6,000円にいたそうとするものでございます。

第6款予備費につきましては調整でございまして、11万4,000円減額させていただきまして、57万2,900円にいたそうとするものでございます。

以上、補正総額7,300万円を減額いたしまして、歳出の合計額を36億200万円にいたそうとするものでございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

第1款分賦金は2億3,996万4,000円の減額でございますが、詳細につきましては後ほど説明申し上げますので、ここでは省略させていただきます。

第2款使用料877万円1,000円、16.1%の増額でございますが、内容といたしましては余熱利用施設「フレッシュランド西多摩」の使用料でございまして、現在までの利用者の実績等を勘案いたしまして、1日当たりの利用者数を400人いたしたものでございます。

第3款繰越金1億1,645万6,000円でございますが、これは13年度からの繰越金でございます。

第4款第1目雑入4,173万7,000円の増額は、4月から9月までの実績による肉骨粉焼却受託金でございます。

以上、補正総額を7,300万円減額いたしまして、歳入合計額を36億200万円といたそうとするものでございます。

恐れ入ります。6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。第2款事務所費の1目一般管理費1,436万3,000円の減額でございますが、主な内容といたしましては、特別職の助役が選任されていないことから、助役の給料、諸手当等の人件費で1,472万円を減額いたしたものでございます。

14節使用料及び賃借料のバス借上料25万2,000円は、羽村、瑞穂の両協議会の役員視察研修に伴いますバス2台の借上料で、新規計上でございます。

次に7ページに移りまして、第3款じん芥処理費でございます。第1目じん芥処理費5,471万4,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、11節の需用費の燃料費176万2,000円の減額は焼却炉及び予備ボイラー用の灯油の契約差金を見込んだものでございます。光熱水費1,801万7,000円は電力料金の単価変更とごみ量の増加に伴います発電量の増加に伴いまして購入電力の、買う電気が減ったということでございます。

次に、13節委託料の減額分につきましては、契約差金によるものでございます。

次の焼却不適物処分委託料56万2,000円、灰ピット内固化物清掃委託料173万3,000円及び残灰運搬委託料264万1,000円の増額は、ごみ量の増加に伴うものでございます。

次に、15節工事請負費2,953万1,000円の減額は、ごみ焼却施設の維持整備工事費の契約差金でございます。

恐れ入ります。8ページをお開き願います。

第4款余熱利用施設事業費でございますが、380万9,000円の減額でございます。内容といたしまして、第11節の需用費で電気・水道・下水道料金の改定等による394万円の減額でございます。

第18節備品購入費は、体育館に冷水器を設置いたそうとするもので、13万1,000円の増額でございます。

次に、9ページでございます。

第6款予備費で調整いたしまして、11万4,000円の減額でございます。

以上、補正額の総額を7,300万円減額いたしまして、歳出予算を36億200万円といたそうとするものでございます。

以上で平成14年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第10号、平成14年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についてをご用意いただきたいと思っております。

平成14年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について、次のように定めようとするものでございます。青梅市15億9,399万9,000円、福生市6億9,910万3,000円、羽村市6億4,632万3,000円、瑞穂町4億2,611万6,000円、合計33億6,554万1,000円と定めようとするものでございます。

次に、裏面の議案第10号附属資料をご参照いただきたいと思っております。

平成14年度当初予算及び補正予算の分賦金算出基礎となります構成市町の人口とごみ搬入量について説明申し上げます。

基礎数値といたしまして、中段の人口割合の表について説明申し上げます。平成14年度当初予算では、平成13年10月1日現在の人口を採用いたしまして、組合市町の人口は29万3,171人でございましたが、補正予算では平成14年10月1日現在の人口を採用させていただきますと、29万3,850人で人口を確定させていただきました。

次に、下段のごみ搬入量比較について説明申し上げます。ごみ搬入量の算出に当たりましては、各構成市町にごみ量の調査を実施いたしまして本補正予算に反映いたしましたものでございます。全体といたしましては、ごみの搬入量は4,000トン、5.6%増加いたしまして7万5,000トンを見込んだところでございます。

このような状況をご確認いただきまして、上段の表について説明申し上げますが、右側の補正額、増減率でございますが、ただいま説明申し上げました人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各項目の減額補正をいたしましたことによりまして、青梅市が8,141万5,000円の減額で4.9%の減、福生市が7,101万3,000円の減額で9.2%の減、羽村市が5,687万1,000円の減額で8.1%の減、瑞穂町は3,066万5,000円の減額で6.7%の減となりまして、補正額2億3,996万4,000円の減額となり、変更後の額を33億6,554万1,000円としようとするものでございます。

以上で議案第9号、平成14年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）と、議案第10号、平成14年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

5時15分まで休憩いたします。

午後5時5分 休憩

午後5時15分 再会

○議長（森田昌巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。2番谷議員。

○2番（谷 四男美君） それでは1点のみ。7ページの工事請負費の2,953万円の減の関係でございますけれども、私の監査の中で皆さんが言っていますけれども、随契の予算等についてとか、あるいは分離発注ができないものなのかとか、いろいろな監査の中で私も提案しているんですけれども、その関連で2,953万円、先ほど管理課長からの説明も若干ありましたけれども、これは修理点検の中

でこういったものはやらなくてもいいだろうと、そういうことで節減の効果というか、目安ができて、そういった中でこういった減額補正が生じてきたものなのか、これについて若干説明を願います。その1点のみです。

○議長（森田昌巳君） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道君） ご指摘のとおりでございまして、経費節減ですべて契約差金と、減ったということで減額でございます。

以上でございます。

○2番（谷 四男美君） 終わります。

○議長（森田昌巳君） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号及び議案第10号の2件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号、平成14年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び議案第10号、平成14年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第7、議案第11号及び日程第8、議案第12号の2件につきましては、関連がございますので一括して議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） ご異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第11号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び日程第8、議案第12号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。管理者並木心君。

○管理者（羽村市長 並木 心君） ただいま一括議題となりました議案第11号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第12号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第11号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、育児を行う職員の職業と家庭の両立を一層容易にするための環境整備を目的といたしまして、育児休業の対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満に引き上げること等を内容とする地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されましたことに伴いまして、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第12号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましても、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定くださいま

すようお願いいたします。

○議長（森田昌巳君） 次に、事務局より内容説明をお願いいたします。渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎君） それでは、初めに議案第 11 号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

お手元の議案第 11 号附属資料をご用意いただきたいと思います。条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正後の欄をごらんいただきますと、第 1 条は目的でございますが、改正後の下線の部分「並びに同法を実施するため、」という文言が追加になっております。これは育児休業法に条例で定める旨の規定がないために、この文言を加えたものでございます。

第 2 条は、育児休業を取ることができない職員の規定でございますが、第 3 号に規定しておりますように、育児休業期間中にその職員の代替職員として任期を定めて採用された職員は、育児休業を取ることができないということを定めたものでございます。

続きまして、第 3 条は再度の育児休業を取ることができる特別の事情を定めたものでございます。まず第 1 号では、条文が少々複雑でございますが、例えば最初の子供の育児休業中に次の子供を出産して、産まれてきた子供のために育児休業を取る場合がございます。そしてその 2 番目の子供が不幸にして亡くなったような場合には、育児休業を最初の子供の分として、最初の子供の育児休業で残っている期間を育児休業として再度取得をすることができることを定めたものでございます。これは育児休業が 3 歳まで延長となりましたことから、このような条文が必要になったものでございます。

第 3 号は、これも条文が複雑でございますが、例えば 3 年間の育児休業期間のうち、妻が育児休業として 1 年半の育児休業を一たん終了した後に、継続して夫が 3 カ月以上養育する場合もございます。このような場合にも連続して今度は夫が育児休業を取得できるという規定でございます。

恐れ入ります。裏面をお開きいただきたいと思います。

第 5 条は、育児休業の承認の取消事由でございます。まず第 1 号は改正前と同じ規定になっておりますが、第 2 号は育児休業を取っている職員につきましては、当該育児休業にかかわる子供以外の子供について育児休業を承認しようとするときに、承認を取り消すということでございます。具体的には育児休業の期間が 3 年に延長されたことに伴いまして、育児休業中に次の子供を出産する場合がございますので、このような場合には、前の子供の育児休業を取り消しまして、次の子供の育児休業を承認することにいたそうとするものでございます。

次に、第 5 条の 2 は条件付採用職員の任期の更新についてでございますが、条件付採用職員は育児休業期間の 3 年を限度として採用しておりますので、育児休業中に次の子供を出産したことにより、育児休業期間を延長する場合がございますが、このような場合には条件付採用職員の同意を得た上で任期の更新をすることが必要であるという規定でございます。

第 5 条の 3 は条項の整理でございます。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第 11 号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第 12 号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。お手元の議案第 12 号附属資料をお開きいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正後の欄でございますが、第10条は育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限についての規定でございます。小学校に入学するまでの子供のある職員が深夜勤務の制限を請求した場合には、深夜に勤務をさせてはならないという規定でございます。ただし、職員の配偶者が深夜子供を養育できる場合は除いております。

なお、旧条文では、当該子の同居の親族がいれば深夜勤務をさせることができたわけでございますが、配偶者がいる場合に改められたものでございます。

第2項は、超過勤務の制限でございます。小学校入学前の子供がいる職員につきましては、旧条文では超過勤務時間は年間360時間を超えてはならないと定めておりましたが、改正後の条文では1月において24時間、1年については150時間とするものでございます。

次に、第3項は読み替えの規定でございます。要介護者を介護している職員につきましても育児の場合と同様に、深夜勤務及び超過勤務の制限をいたそうとするものでございます。

恐れ入ります。裏面をごらんいただきたいと思います。

附則でございます。第1項は、この条例を公布の日から施行しようとするものでございます。

第2項は、深夜勤務及び超過勤務時間の制限の規定についての経過措置でございます。深夜勤務及び超過勤務の制限につきましては、この条例の施行日以後の請求から適用いたしまして、同日前の請求による制限については従前の例によるものでございます。

以上で議案第12号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳君） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号及び議案第12号の2件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第12号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の2件については、原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって平成14年第2回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

会議の進行にご協力いただきましてありがとうございました。

午後5時35分 閉会